

平成21年第5回玉城町議会定例会議事日程（第2号）

平成21年9月14日午前9時開議

日 程

第1．会議録署名議員の指名

第2．町政一般に関する質問

質 問 者	質 問 内 容
小林 豊 2分 ~ 9分	1．政権交代による今後の対応について 2．産業振興施策について
中瀬 信之 9分 ~ 22分	1．少子化対策についてについて 2．田丸中心部の宅地の空洞化と高齢化について 3．全国学力テストの結果について
奥川 直人 22分 ~ 39分	1．玉城町の地籍調査の実態と今後の進め方について 2．有田地区世古の農振除外に対する農林水産省からの勧告について 3．辻村町行政の今までの成果と今後の施策について 4．7月人事異動の狙いについて
野口 繁 39分 ~ 46分	1．新田町地区農道整備について 2．大仏山地域の整備について 3．西尾市の農地の面的集積について
山本 静一 46分 ~ 49分	1．負担金・交付金について
鈴木 加奈子 49分 ~ 62分	1．小規模工事登録の状況について 2．就学援助の制度を活用しやすくする方策について 3．国保被保険者の医療費一部負担の減免について 4．新型インフルエンザ予防接種及びヒブワクチンについて

平成 2 1 年第 5 回玉城町議会定例会会議録（第 2 号）

1 . 招集年月日 平成 2 1 年 9 月 1 1 日

2 . 招集の場所 玉城町議会議場

3 . 開 会 平成 2 1 年 9 月 1 4 日

4 . 応召議員

1 番	小 林 一 則 君	2 番	風 口 尚 君
3 番	山 本 静 一 君	4 番	高 木 市 郎 君
5 番	鈴 木 加 奈 子 君	6 番	東 谷 富 雄 君
7 番	小 林 豊 君	8 番	中 瀬 信 之 君
9 番	山 口 和 宏 君	1 0 番	奥 川 直 人 君
1 1 番	野 口 繁 君	1 2 番	川 西 元 行 君
1 3 番	前 川 隆 夫 君	1 4 番	中 野 勇 君

5 . 不応召議員 な し

6 . 出席議員 1 4 名

7 . 欠席議員 な し

8 . 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席したものの職氏名

町 長	辻 村 修 一 君	副 町 長	坪 井 信 義 君
教 育 長	山 口 典 郎 君	会 計 管 理 者	前 田 浩 三 君
総 務 課 長	中 郷 徹 君	税 務 住 民 課 長	小 林 一 雄 君
生 活 福 祉 課 長	林 裕 紀 君	上 下 水 道 課 長	松 田 幸 一 君
建 設 課 長	森 島 千 里 君	産 業 振 興 課 長	田 間 宏 紀 君
教 育 事 務 局 長	辻 誠 君	総 務 担 当 課 長 補 佐	田 村 優 君
政 策 財 政 担 当 課 長 補 佐	中 村 元 紀 君	病 院 老 健 事 務 局 長	田 畑 良 一 君
教 育 委 員 長	加 藤 禎 一 君	監 査 委 員	松 田 隆 生 君

9 . 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	大 南 友 敬 君	同 書 記	高 井 美 江 君
同 書 記	内 山 治 久 君		

1 0 . 提出議案

日 程

第 1 . 会議録署名議員の指名

第 2 . 町政一般に関する質問

（午前 9 時 開会）

議長（小林一則君） ただいまの出席議員数は 1 4 名で定足数に達しており

ます。よって平成21年第5回玉城町議会定例会（第2日目）の会議を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

議長（小林一則君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において10番 奥川直人君、11番 野口繁君の2名を指名いたします。

議長（小林一則君） 次に日程第2 町政一般に関する質問を行います。

まず最初に7番、小林豊君の質問を許します。

7番 小林豊君。

7番（小林 豊君） ただいま議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして質問させていただきます。質問事項は政権交代による今後の対応について、産業振興施策についての2点でございます。よろしく願いいたします。暑い夏が終わりを告げようとするなか、8月30日に衆議院選挙が実施されました。今回の衆議院選挙を振り返ってみますと、4年前の選挙にも言えることですが、メディア指導型で国民がメディアに踊らされる感があり、俗に言う風というものが選挙戦を左右し多大な影響を及ぼすようになってきたように思います。真の意味の民意が反映されたのか疑問に感じるのは私だけでしょうか。

小選挙区を戦った方のコメントの中にも最後まで相手と戦っている気がしなかった。目に見えない大きな逆風と戦っているようだったとの言葉が、非常に印象的でした。しかしながら結果は結果、いよいよ政権交代の運びとなります。町長も本定例会冒頭の挨拶の中でも触れられていましたが、政権交代により地方行政運営に支障のないように望む。これが本音であり一番危惧するところだと思います。私としましても同感の立場から質問させていただきます。まずは政権交代によりこれまで進めてきた公共事業、特に都市計画道路事業、下水道事業の進捗、今後の計画遂行に影響はないかという点です。政権与党となる民主党はマニフェストの中に公共事業の見直し、特に道路整備については費用対効果を厳密にチェックした上で、必要な道路をつくると掲げています。また2008年4月25日下水道法等の一部を改正する法律案を参議院に提出しています。この法案は合併浄化槽を設置しているものについては、下水道への接続義務を免除するといった内容になっています。この法案が成立した場合、これまでの下水道事業が供用された場合には、下水道に接続する義務が科されるといったことが根底から揺るがし、これまで莫大な資金を投じて整備し、また整備途中である下水道事業は勿論のこと、下水道事業会計、町財政の今後にも多大なる影響を及ぼす恐れがあると思われる。町長としていかがお考えでしょうかお尋ねいたします。

次に教育関係についてお尋ねします。その前に我々地方議員には免責特権は認められていません。すなわち公の場合、この議場内での発言は個人名や個人を特定する発言は法的に認められていないので、あえて誰とは申しませんが、政権与党となる中枢に位置する方の発言の中に、教育の政治的中立の確保を目指す教育基本法や教育公務員特例法を完全に無視し、このような発言がありました。教育の政治的中立と言われてもそんなものはありません。政治から教育を変えていく、私も永遠に日教組の組合員だ。この発言の記事を目にした時に一瞬血の気がひく思いがいたしました。更に現場教員の意向を反映させる教科書選択の学校単位への移行、教員免許更新制度の抜本的見直し等、今後の教育現場の育成を不安に思うのは私だけでしょうか。教育長のご見解をお聞きしたいと思います。

議長（小林一則君） 7番 小林豊君の質問に対し答弁を許します。

町長 辻村修一君。

町長（辻村修一君）ただいま小林豊議員から政権交代による今後の対応についてのご質問をいただきました。明後日には民主党中心の新政権が発足するということになっておられるわけでありましてけれども、もとより全国の地方、市町は大変この財源が乏しい中で農林水産業の振興はもとより少子高齢化の対応、あるいは環境施設の推進あるいは立ち遅れておりますところの生活関連施設の整備等、町民の皆さんのための政策課題を着実に推進をしていくという大きな役割が課せられておられるわけでございます。そのために自らも町をあげて積極的に行財政改革に取り組んでおられるところでございますけれども、そしてより自主的、主体的な地域づくりを進めていかなければいけない。そういう状況の中でございますので、何と言いましても地方に必要な財源の確保、これが不可欠でございます。このことを新政権に対しましても強くお願いをしたいとこんなふうに考えておる次第でございます。

なおそれぞれの政策はご承知のように法律に基づいて、現行の法律があるわけでありまして、新しいことを始めようと思えば、当然法律を改正するという手続きがあるわけでありまして、したがって相当の時間がかかるということになるわけでありまして、何とかして早い時期にそうした手続きを進めていただきたい、こんなふうに思うところでございます。

水道事業の関係に触れてのご質問もございましたので、お答えを申し上げますと、先般も県の担当のほうからお越しをいただきまして、23年には玉城町地内に本管が到達をするという運びになっておられる。若干、名古屋の地下鉄談合によるところの指名停止等の影響がございまして、玉城町の勝田町地内の大橋に本管が到達するのに予定よりは少し遅くなりましたけれども、先般の有田地域の管路工事等、そして町内の管渠工事等、そして町内の環境工

事等順調に進めさせていただいておりますので、ほぼ町民の皆さん方の期待に応えられるような形で進めていただけないかなと、こんなふうに思っておる次第でありますけれども、今回のこの政権交代によってこうした住民の皆さん方の生活に直結する、あるいは町としての重要課題として掲げておりますところの事業に支障があってはならんと、こんなふうに思っておりますので、そうしたことのないように強く働きかけてまいりたいというふうに思う次第でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

なお、それぞれ県におきましても、あるいは我が町におきましても今後の正確な情報を把握をいたしまして、そしてそれを整理、分析をしてみたいとこんなふうに思っておる次第でございます。どうぞよろしく願いたいします。

議長（小林一則君） 教育長 山口典郎君。

教育長（山口典郎君） 失礼します。小林議員からご質問のありました政権交代での教育運営、教育行政に支障を来す点についてお答えいたしたいと思っております。まだ16日招集の特別国会以降に出されてくる事柄でありますけれども、今回の選挙に出されておりました民主党のマニフェストから推測しますと教育関係でもさまざまな問題も浮き上がってまいります。民主党の教育改革は財政の裏打ちがあれば実施していただきたいものも確かにあります。ただ課題も多くあります。特に教育の根幹に係わるものに現行の教育委員会制度の抜本の見直しという点があります。その点につきましては教育行政の責任をいわゆる市長とか町長とか、それから知事といういわゆる責任者を首長に移管するという事柄であります。首長の管理下のもとで教育監査委員会を創設する内容のものが載っております。現行の教育委員会制度は、議員言われまして政治的中立性の確保、それから継続性、安定性の確保から組織されたものであります。その点から教育的中立性や首長が変わることによって教育政策がころころ変わっていくという教育の継続性や安定性が失われていくことにもなりかねません。

現在、首長と教育委員会の対立が見られる県とか市があります。玉城町は一応町長と教育委員会がお互いに話し合いながら教育を進めているところであります。このいわゆる首長の管理下における教育監査委員会制度は教育の中立性とか継続性、安定性が失われる危険性が多々あるということをご承知おきいただきたいというふうに思っております。それから先ほど小林議員から話がありました教科書採択制も大きくは学習指導要領の下に大綱化され、いま伊勢、度会地区で教科書対策制が行われておりますけれども、学校で独自で選べるという点でかなり変更とかいわゆる転校してきた子どもたちにとっては、非常に不都合な点も出てくるのではないかというふうな危惧しております。

す。教育の統一性で凸凹ができないような形を今後はやっていたかなければいけないかなというふうにも思っております。また今年度で3回目を迎えます全国学力学習状況調査も、いまは全学校でそれから先ほど小林議員から話がありました教書採択制も大きくは学習指導要領の下に大綱化され、いま伊勢、度会地区で教科書採択制が行われておりますけれども、学校で独自で選べるという点でかなり変更とかいわゆる転校してきた子どもたちにとっては、非常に不都合な点も出てくるのではないかというふうな危惧しております。調査をしておりますけれども、抽出調査方式というものに移ってまいります。このことによりまして今まで行われていた学校で調査結果を見てどういふふう子どもたちの指導に活かしていくかということができなくなる恐れがありまして、子どもたちの指導への影響というものが大きく問題点としてあがってまいります。

また今年度から教育の資質向上を図る目的で導入されました教員免許更新制を廃止しまして、大学の教育養成課程を現行の4年から6年に改めるといふ形が出されてきております。一般の教員免許とは別に専門免許を創設すると、また今年度から教育の資質向上を図る目的で導入されたといふふうになっております。ただ現在一般免許とそれから専修免許というのがありまして、6年制でもありますので、そういった点では形としては同じような形になってくるのではないかと思います。ただ今年度導入されておりますので一部の先生の中では、この夏期休業中に免許の更新を自前でやった先生もみえます。そういった点でこの制度は途中挫折することによって混乱も生じてくるのではないかというふうにも思っております。

このようにいかななものかと感じるものもありますけれども、しかし今回マニフェストでありますので、実際に法案などが出されていく中で、支障や教育委員会、連絡協議会それから教育長会を通じて、今後そのいろいろ出されてくる案につきましては、それぞれに自分とこの意見を表明していくことになろうかというふうにも思っております。以上、ご回答させていただきます。  
議長（小林一則君） 小林豊君。

7番（小林 豊君） 一番心配するのが町長、やっぱり下水道法等の一部改正ですよね。これ今までやったら住民の方も理解した上で合併浄化槽でも下水道が完備された場合には接続するというふうな3年以内でしたかいな、そういうふうな約束等を取り付けておるけれども、合併浄化槽を設置しておいたら免除するというふうな、こういうことになってきたら、やっぱり下水道事業というのは、供用を開始して接続していただいて使用していただいて成り立っていくもんやと僕は考えております。この点について町長こういう法案が実際に出されておるといふことになってきますと、今までですと数の

力というか、そういうことで廃案になっていく場合はあったけど、これが通っていったら大変なことになってくると思うんですよ。再度この点について答弁いただきたいと思います。

議長（小林一則君） 辻村町長。

町長（辻村修一君）おっしゃるとおりですね、先ほども答弁申し上げましたように玉城町としての重点施策、しかしこれは玉城町だけではなくて、この地域は宮川流域下水道という計画もございますし、したがって一つの町だけではなくてですね、先般も町長会の代表が国会議員さんとの面談で特に自治体の取り組み、あるいは既に着手をしておる事業に支障がないようにというふうなことの申し入れをしておるわけでございまして、そうした組織を通じて強く働きかけをしていくということにしていきたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。

議長（小林一則君） 小林豊君。

7番（小林 豊君） 事業関係については町長、様子伺いをしているのではなくて、やっぱり県、近隣自治体とも連携を図りつつですね、行動をおこし行政運営に支障を来さぬよう早急に対処をしていただきたいと思います。教育関係につきましてはやっぱり全ての面において、中立であるのが教育の大原則だと思っております。日本列島は日本人だけの所有物じゃないなど、売国主義ともとれる発言をする政党が与党となります。危険な思想を子どもたちに植えつける教育がなされぬよう健全な教育現場の固持に努めていただきたいと思っております。

次の質問に移らせていただきます。先般の機構改革により農林課から産業振興課に名称変更されました。その際、実質人員が1名増となりました。本定例会に提案された一般会計補正予算の中にも農林水産費において、地域産業振興戦略会議委員報酬といったものが提出され、新たに地域産業振興戦略会議というものが創設される運びとなるように推測するところですが、町長ご自身が今後町の産業振興にどのようなお考えで、いかなる施策を打ち出していくのか具体案をお尋ねしたいと思っております。また政権交代によりこれまで以上に公共事業削減が予想されるなか、町内業者への配慮をとるようにお考えかあわせてお伺いいたしたいと思っております。

議長（小林一則君） 辻村町長。

町長（辻村修一君） 機構改革をさせていただきまして、そしてこれからの玉城町の地域の経済を何とか活性化していかないかという考え方も持たしていただいております。具体的にはこの産業振興の戦略会議を立ち上げさせていただいて、今回のこの補正予算にも計上させていただいておりますけれども、そうした町内の皆さん、あるいは有識者の方からなる戦略会議の

中でいろんな玉城町としての将来を眺めて、これからのいかに地域の活力をつけていくかというふうなことについてのご提言を賜りたいと、こんなふうに思っておる次第でございます。

また町内の業者の皆さん方につきましては、やはりいろんな産業に係わっておられる方、たくさん農業を始めとする建設業、あるいは福祉の仕事、あるいは商工業の仕事というふうな各種の仕事に係わっておられる方がございますけれども、当然行政の役割といたしましては、それぞれの皆さん方の意欲を喚起をさせていただいて、そしてそのことに町としても全面的にご支援をさせていただいてというふうな形で取り組みを進めたいというふうに思っておる次第でございます。ご承知のように大変な厳しい時代でございます。決算でもご覧をいただいておりますけれども、法人町民税が平成19年は7億でございました。いま現計予算が8,000万強、9,000万円弱と、こういう大変な事態に玉城町の財政は陥っておるわけございまして、何とかして国の先ほどのご質問にありましたように、地方に対する財政の支援、そして地方は地方としての地域の活力をどう高めていくのかというふうなことを、力を入れていかないかというふうに思っておる次第でございますので、今後ともご支援を賜りたいとこんなふうに思っておる次第でございます。

議長（小林一則君） 小林豊君。

7番（小林 豊君） なんか相変わらず抽象的で具体案というのがはっきり見えやんように思いますが、町長として町の産業はどうあるべきかというのが、またこうしていくにはこうやった施策を講じていきたいというのはないんでしょうか、再度お尋ねいたします。

議長（小林一則君） 辻村町長。

町長（辻村修一君） 町の産業というのは、これはご承知のように玉城町が本当に先進的な特に農業では基盤整備がなされてきた。あるいはすばらしく技術が伝わっておるということもあります。そしてそれぞれ創意工夫しての、全国的にも大変モデルとなっておるアグリの取り組み等もあると、こういうことでございますから、そうした玉城町のいわゆる持っているそのものをやっぱし活かしていくという取り組みが必要ではないかなというふうに思っております。したがって、そうした頑張る人をどうして応援いくのがいいのかと、こういうことに力をこれから入れていきたいというふうに思っておる次第でございます。

議長（小林一則君） 小林豊君。

7番（小林 豊君） 農業中心のお答えかと思うんですけど、頑張る人を応援していくといいですが、やはりそれをするにあたって核となるものが必要やと思うんですよね。先進地なんかも視察にいったら、やはり成功してい

るところというのは核となる人物、組織があるんですよね。いま町内を眺めてもそういったものがないと思うんですよ。そこら辺を育成してかなあかんのと違うのかなと思うんですよね。本来ならこういった農業関係でいえば農協はですね、全力を注いでやっていただくのが本当の農業の姿かなとは思いますが、今の伊勢農協、JA伊勢にはそういったこと絶対期待できやんと思うんですよ。ですからそういう町長育成ということを、核となるものをしっかり考えていかないかんのと違いますか、そこが手腕の見せ所が違うかなと思うんですけどどうでしょうか。

議長（小林一則君） 辻村町長。

町長（辻村修一君） おっしゃるとおりですね、やはり玉城町のこの今の現状を眺めてもいろんな他の地域から注目される取り組みがあります。勝田の実行組合、あるいは茶屋にしましてもそれぞれ本当に素晴らしい取り組みがあります。そこには核となる人がおると、こういうことでございまして、正に農協だけではなしその核となる人がみえることが町が発展につながるのだと、こんなふうに思っておる次第でございます。JAの代表とも話し合いを進めておりまして、今までの経営方針から少しその管内の地域地域に応じた形の農業振興に力を入れていきたいという考え方を示していただいておりますので、今後そのことも十分協議しながら何とかして、この町の産業振興が高まるように努めてまいりたいと、こんなふうに思っておる次第であります。

議長（小林一則君） 小林豊君。

7番（小林 豊君） 確かに勝田農事実行組合ですか、あと茶屋営農組合ですか、そういったものはあるし、実際素晴らしい活動をしていただいておりますと思うんですけど、それが町内に普及せえへんのですよね。ねえ町長、ですからここをそういう素晴らしいものがありながら普及せえへんのは、どこに原因があるとお考えですか。

議長（小林一則君） 辻村町長。

町長（辻村修一君） なかなかこれ難しいんですけども、本当に細かいいろんなアドバイスさせていただく体制、例えば県の普及関係のスタッフあるいは町の窓口等々あるんですけど、なかなか現実問題としてこれにだけ応じていただけないというふうなこともございます。したがってですね、できるだけこれからですね、もう少し新しく産業振興課というのを設置させていただきましたから、強く行政側からも働きかけをさせていただくことがまずはいるのではないかな。その営農、あるいは他の産業に取り組もうと、こういうふうな気持ちを持っておられる方に対してのいろんなサポートの体制は本当にたくさんあるんです。それをなかなか活用していただけないというのが現実な

んですね。それをどうしていくかという、そのことをもう少し分析をしながらですね、取り組んでいかないとこんなふうに思っております。

議長（小林一則君） 小林豊君。

7番（小林 豊君） それで農業関係から一步おいてですね、建設業関係、非常にいま厳しい状態やと聞いております。特に市町合併があって、今まで小俣なり御園なりというふうなところへ行っていた業者さん方が、伊勢市になった途端に、伊勢市内に事業所があらんと入札にいれやんというような状況下の中で、町内の仕事がほぼほとんどでというような状態の中で、またこの景気の悪い状況の中で、この政権交代によって公共事業が削減されてくると。そういった中で一番心配するのは災害が、いままあ東海大地震やとか言われておる中で、災害が起きた場合に一番頼りになるのはやっぱり地元の業者さんじゃないでしょうか。そういった面で今後ですね、なんか今までと違った配慮と仕方を、考える余地はあるのかどうか再度お尋ねいたしたいと思っております。

議長（小林一則君） 辻村町長。

町長（辻村修一君） 町内、約20の業者の方がおみえでございます。今のお話を申し上げておりますように、一つの大きな産業であるというふうに認識をしておるわけでありまして。特に町といたしましてご覧のような下水を始めとするあるいは道路整備等々、少し背伸びをしておる部分もありますけれども相当の公共事業を進めさせていただいておるわけでありまして、その際には努めて地元の業者の皆さん方にも係わっていただくという考え方は持っておりますし、今後もその考え方で進めてまいりたい。こんなふうに思っております次第でございますので、そういうことで引き続き地元の業者の方を優先する考え方を通してまいりたいと、こんなふうに思っております。

議長（小林一則君） 小林豊君。

7番（小林 豊君） 経済状況が町財政のほうも道が険しい、こんなふうに感じるなかで、適正なる行財政運営を行っていただきまして、町民の皆様の糧となるような行政であってほしいと思います。以上をもちまして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（小林一則君） 以上で7番 小林豊君の質問は終わりました。

---

議長（小林一則君） 次に8番 中瀬信之君の質問を許します。

8番 中瀬信之君。

8番（中瀬信之君） それでは議長の許可をいただきましたので、通告書にしたがいまして一般質問をさせていただきます。今回は3点の質問をさせていただきます。まず1点目の質問は少子化対策についてであります。2点目

は田丸地区中心部の住宅の空洞化と高齢化についてお伺いを致します。3点目は先般公表されました全国学力テストの結果について伺います。

それでは、まず1点目の少子化対策について質問いたします。この質問に対しましては3つの項目につきまして質問をいたします。少子化対策の取り組みは1990年の出生率を契機に、日本の将来を考えなければならないことから子育ての環境づくりについて対策を進めてきたと思います。少子化対策の経緯をみますと幾つもの対策が作られ実施をされてきた、そのように思います。1990年の出生率1.57を現在に至っても上回ることができない状況であります。少子化対策は国が主体となって出生率を上げていくことであります。政府の対策も遅れていたと思いますが専任の担当大臣を設置し対策を講じておりますが、直ぐに効果が表れる状況ではありません。しかしこのままの低く出生率で推移をしていきますと、日本の総人口は2007年の1億2,700万人をピークに2055年には約9千万人になることが見込まれております。これは未婚化や晩婚化などの進行も大きな要因の一つに上げられております。このような現状を踏まえ国の大きな政策とは別に各地方の自治体が独自でその地域にあった少子化対策を講じていくことが重要であると思います。

最近の出生率の動向は2005年に過去最低の1.26を記録した後は、2006年が1.32、2007年が1.34、2008年が1.37と、3年して上昇をしております。数字が上昇した背景としてこの期間の景気が良かったことをあげる一方、昨年の世界的な金融危機による景気の悪化が、2009年の出生率に及ぼす影響があると心配をされております。このような状況のなか町長として出生率を上げるための基本的な対策をどのように考えておられるのかお伺いをいたします。

2番目の質問ですが、子育て支援は少子化対策の中でも大きな要素であると思います。今回行われた衆議院選挙において圧倒的多数で次期政権を担うことになった民主党の政策のなかでも子育て支援が大きなウエートを持っております。当町においても先人の考えのもと優れた数多くの子育て支援の取り組みが行われています。当町のホームページの中にも子育て支援に関する9月度の月間カレンダーが掲載をされ子育てに関することや保健に関する日程表が出ております。町としても多くの取り組みがなされていることも事実であります。内閣府の2009年2月の調査で少子化対策で特に期待する政策は何かの問いに、切実な希望が幾つか上がっておりますので回答の高いものから順に申し上げます。

1番、仕事と家庭の両立支援と働き方、見直し方の促進をして欲しい。2番目、子育てにおける経済的負担の軽減をして欲しい。3番目、妊婦出産の

支援をして欲しい。4番目、子育てのための安心安全な環境整備をして欲しい。5番目、地域における子育て支援をして欲しい。6番目、生命の大切さ家庭の役割についての理解、促進をして欲しい。7番目、若者の自立とたくましい子どもの育ちの推進をして欲しい。8番目、子どもの健康への支援など対策に期待していると回答をしております。町長として今ある当町の子育て支援対策を踏まえ今後どのように子育て支援を発展させていくかお伺いをいたします。

3番目の質問になります。婚姻率と出生率についてお伺いをいたします。平成19年度の県の統計資料によりますと、婚姻率は県の平均が千人あたり5.4組総数9,911組で、玉城町の実績は千人あたり4.6組の70組であります。これは県下29市町の中18番目の実績で県下平均を下回っております。普通出生率は同じく県平均が人口千人あたり8.6人で総数1万5,716人であり玉城町は千人あたり9.5人、合計143人であり県下29市町中4番目と結婚率とは異なり上位に位置をしております。町長はよく話をされます川越町の状況を申し上げますと、結婚率が8.3人で県下ダントツの1位であります。出生率は11.8人で県下の2番目であります。このような数字を比べながら合計特殊出生率のアップを考える時、当町における婚姻率と普通出生率の実績をどのように考えておられるのかお伺いを致します。

議長（小林一則君） 8番 中瀬信之君の質問に対し答弁を許します。

町長 辻村修一君。

町長（辻村修一君） 中瀬議員から少子化対策について3つの項目にわたってのご質問を賜りました。まさに少子化高齢化の時代を迎えておりますし、そしてそれが予想をしておりましたよりもはるかに早いスピードで日本の地域では進んできておると、こういうことでありまして、この対策は待ったなしだというふうに認識を皆さんがしていただいておりますというふうに思っております次第でございます。合計特殊出生率のお話もございましたけれども、これはご承知のようにその年次の15才から49才までの女性の年齢別出生率を合計したものと、こういうことになるわけでありまして、その合計特殊出生率が高ければ将来の人口は自然増をしていくと、低ければ自然減を示し減少していくと、こういうことでございまして、増加と減少との境目は2.08というふうにされてありまして、つまり2.08人産まないと人口が減少していくと、こういうことになるわけでありまして。

玉城町の状況を見ますと1.6人で平均的な値を示しておりますけれども、2008年あたりから下げ幅が大きくなり1.41人でございまして、これまで2003年に同様の数値を示しておりましたけれども、全国、三重県で

はこれを境に減少をしてきておると、こういうことでございます。現状玉城町においては最大1.6ポイントまで持ち直してきておるということでございます。近隣市町との比較をいたしますと、玉城町が全体として2ポイントほど高い位置にあるということございまして、これは子育てのしやすい環境が整ってあったり、あるいは就労機会に恵まれていたりというふうなことがその要因にあると考えられております。したがって今までもご努力をいただいていたけれども、更に住みよい町の政策を進めていくことがこの出生率を高めていくということにつながっていると、つながっていくというふうに思っておりますので、今後もこの政策を続けてまいりたいと思っております次第でございます。

それから、現状の子育て支援策をどのように発展させていくのかと、こういうご質問でございます。これにつきましては、いま次世代の育成支援対策の推進計画、この後期計画を本年度策定ということございまして、このアンケート調査も実施をしておるわけでございますが、今の段階で伺えますことはまず希望する子どもの数に関する問いに、3人以上を産みたいというのが半数、2人以上が欲しいを含めると9割の方が希望する子どもの数をお考えでございます。育児に関しましては母親が中心的に係わる、お母さんが関わっておられるというのが9割に達しておるということございまして、父親の関わりが非常に少ないことがわかるわけでありまして、一方で女性の社会進出もございまして、約3割の方がフルタイム。4割の方がパートなどの就業体系となっておるということございまして、そのほとんどの方が保育所の保育サービスを利用しておる。約95パーセントに達するわけでございます。したがっていかにお子さんを預かりやすい保育所運営をしていくかということが出生率のアップにつながっていくのではないかと、こんなふうに考えておる次第でございます。それぞれの現在行っておる事業につきましても、積極的に更に今後も力を入れてまいりたいというふうに思っております次第でございます。

それから次に合計特殊出生率を考える時、婚姻率、普通出生率の関係をどのように考えていくかと、かなり専門的な分析のお話を聞かせていただきました。川越町との対比の数字も聞かせていただきましたけれども、やはり人口密度あるいは人口の多い都市部におきましては、それなりに結婚する機会も多いと、こういうことございまして、そういう社会的要因というのがやっぱり働き場がある、あるいは住み良さ、あるいは子育ての支援の充実度合いということが影響するわけでありまして、今後もそうした子育て支援策を強化をしていくということが重要ではないかなというふうに思っております次第でございます。

なお平成20年度の決算も今回ご覧をいただくわけでございますけれども、町の成果によりますところの20年度の実績によりますと子育てにかかる費用が総額で7億1,800万、この数値は三重県でもトップクラスに値するというふうに考えておりますが、今後も力を入れてまいりたいというふうに思っておる次第でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議長（小林一則君） 中瀬信之君。

8番（中瀬信之君） いま町長が、実際に行われておる子育て支援とかそういうことの結果によってですね、玉城町の出生率は近隣の市町よりも高いんやということをおっしゃっておりますが、先ほど町長おっしゃったように将来安定して人数が減らない2.08、07というんですか、そういう数字をしていこうと思うと、これまだまだ届かんというのが現状やというふうに思っております。これは先ほどもおっしゃいましたが、国の政策はこういう方針でいくから例えば医療費は中学何年生までは無料にするだとか、そういう大きなことはあるかというふうに思いますが、やはり各自治体においてですね、独自対策というものも根本的に入れていかないと、どうしても国だけの政策では追いつかんということがあろうかと思っております。

先ほどおっしゃったように実際そういう数字が出ておりますので、例えば目標としていつまでにどれだけ上げたいんだとかですね、そういう大きな目標がないとなかなか取り組みができないというふうに思っております。先ほどもおっしゃいましたが子育てに必要な要望というんですか、そういう中でもやはり支援ということがたくさんあります。これ金銭的な支援であったり教育的な支援であったり、そういうことが必要だというふうに思いますが、今おかれておる当町の子育て支援策、いろいろあると思うんです保育料のことだとか、医療費のことだとか、そういう諸々のこともあるんですが、それを将来どういうふうに進めさせていくかということをお聞きしたかったんです。今のままで満足しておるよということやなしに、これはあくまでも基本はですね子どもを産みたい人が、子どももいつでも産める環境づくりをしていく、そういう中で子どもを産みたいと考えておる人が、やはり経済的支援ということをおっしゃる必要としておるということから見ると、町単独の支援というものをもっと拡充をしていかないかんと違うかなというふうに考えておりますが、そのことについてお答えを願いたいと思っております。

議長（小林一則君） 辻村町長。

町長（辻村修一君） 今ご意見ございましたように、まさに町としてどうしていくのかということの考え方は必要でございます、特にご理解をいただいておりますように21年度には、子育て支援の拠点として福社会館のほうへアドバイザーを始めスタッフを配置いたしましたり、あるいはまた議決を

いただいておりますように、乳幼児医療費の無料化を小学校3年生まで拡大を図らせていただいております。要は今の若い世代の皆さん方がその子育てについて、どういうふうなご要望があるのかというふうなことを十分お聞きをして、そしてどこまで支援ができるのかというふうなことを分析をしていく必要があると、こんなふうに思うわけでございます。

さらに金銭面だけではなくって保育所の現場あるいはお母さん方の子育てに対する不安、こういうふうなものも現実にあるわけでありまして、そうしたことに対する子育てネットワークの取り組み等も更に強化をしていきたいというふうに思っております次第でございます。何といたしましても目標といえますか、安心して子育てができる玉城町だと、こういうふうなことにならなければいかんわけでございますので、それぞれの更に皆さん方のご要望に対してできるだけ対応できるような、そういう対策を講じてまいりたいというふうに思っております。

議長（小林一則君） 中瀬信之君。

8番（中瀬信之君） 今ですね勿論できるだけ進めていくというのは、これ当たり前というふうに思うんですね。ただある程度、数値化ということがないと、できるだけというのはどこまでかということは、なかなか見えないというふうに思います。例えば保育料についてもそうです、無料化を何年までにやりたいんやと。例えば医療費でもいま小学校3年生ですか、それをいつまでにしたいんやとかですね、そういうある程度具体的なことがあって、出生率がいつまでに1.8を目指すんだとかですね、そういうことをしていかなければならないというふうに思いますが、今いくつということはなかなか申し上げられないというふうに思いますので、そのようなことをですね、今後考えて進めていく予定があるのかですね、まず自分はそうして進めていきたいんだというお考えがあるのかお伺いをしたいと思います。

議長（小林一則君） 辻村町長。

町長（辻村修一君） いつまでにやりますというふうなことが、やれない場合に何やったんやというふうなことになってはいかんわけでありまして、当然はっきりとお約束をしたことが、これが実行されるというふうなことが一番いいわけでありましてけれども、今の現在の大変な不安定な国の政治あるいは財政、経済状況とこういうふうなことになりますと、なかなか厳しいものがあると私は思っておりますけれども、やはり今後この新しいこれからの更なるまちづくりの計画を再度見直しをしていくという段階に入ってきておりますので、そんな中でできるだけそれこそご要望に応えるような、応えられるような、そして各会、各層の皆さん方のご意見を賜りながらあるいはまた

いま具体的に個々の皆さん方のアンケート調査を実施いたしまして、ご意見を賜っておりますので、そんな中でのご要望等、分析を十分してまいりたい、こんなふうに思っておる次第でございます。以上です。

議長（小林一則君） 中瀬信之君。

8番（中瀬信之君） いろんな方面からですね、意見を聞いてすることは勿論必要だというふうに思いますが、やはり指導者として大きな目標をもって進むということがこれ大きなことやというふうに思います。今その辺についてきっちりした数値をお持ちでないのであれば、近い将来にむけてはその数字をきちっと表明をされてすることが町民の望んでおることだというふうに思いますので、そういう方向に進んでいただきたいとそうように思います。

それとですね、先ほど婚姻率のことで少しお話をしましたが、県全体から見ると玉城町は結婚は皆さんあまりしないけども、子どもはたくさんできておると、結婚する人はやっぱり子どもをつくる環境をある程度整備をされておるといふふうに判断しておりますが、やはり婚姻率も、結婚率が全ての出生率を上げることではないというふうに書かれておる資料もたくさんありますが、いろんな日本各地を見てみますと、結婚を相談するところだとかですね、そういうことが行政でも盛んに行っておるといふことも見受けられますが、そのことについてお考えがありましたらお伺いをしたいと思えます。

議長（小林一則君） 辻村町長。

町長（辻村修一君） 私たちの時代とか、いろいろ一昔前と比べますと若い方々がめぐり合う機会というのが非常に少ないということが、今言われておりました、ご承知のように近隣の市あたりではそうして都会からめぐり合う機会の事業活動をやっておられるというふうなこともお聞きをいたしております。なかなか難しいことでありますけれども、町内には大企業で若い方も非常に多くおられるわけでありまして、そうした企業の皆さん方の代表者の方にも何とかまだ結婚されておらない方についてのそうした機会を持つようなことができないかというふうなことも、ちょっと働きかけをさせていただいたらどうかと、こんなふうに思っておる次第でございます。

議長（小林一則君） 中瀬信之君。

8番（中瀬信之君） この少子化につきましては万策を尽くすということが一番大事やというふうに思っておりますので、よろしくお伺いをしたいと思えます。

続きまして、2点目の質問を行います。これは田丸地区中心部の住宅の空洞化と高齢化についてお伺いをいたします。玉城町の人口は、前月末の8月31日で1万5,316人、世帯数は5,057世帯、これは玉城町のホームページに載っております。町長は常々我が町玉城町は将来に向け人口の増える町、県下でも有数の町であると言われております。これは三重県の南勢

地域にあっては非常に嬉しいことがあります。現に町内を見渡しますと限られた地域ではありますが、新しい家が次々と建ち、子どもたちが多く活気ある地域を見ることができます。ですが田丸駅を中心とした田丸の中心部を見てみますと、駅前道路は整備をされたものの空き地が多く見られますし、今は空き家となった家屋も多く見られます。また高齢者のみの家庭も多く見られますし子どもの数も減少しているように思われます。玉城町が将来に向け人口の増える町、活気あるまちづくりを目指すためには、町全体が活気ある町であることが望まれます。町長はこの田丸中心部の空洞化と高齢化をどのように捉えているか何うとともに、田丸中心部の将来の姿をどのように考えておられるのかお伺いをいたします。

議長（小林一則君） 辻村町長。

町長（辻村修一君） 田丸の町中の状況が空洞化しておるということですが、特に玉城町全体の居住空間をどうしていくのか、将来に向けてどうしていくのかというのは昭和44年でありますから、40年前に都市計画の策定がなされてそして現在ご承知のような駅前線、中楽・朝久田線等々の幹線道路も整備なってきた。1つにはやはり城下町としての狭隘な道路、この部分での生活をいかにいい環境にしていくか、あるいはその都計の道路沿線に住宅地をどう誘導していくのかと、こういう計画を進めてきておるわけでありまして。しかし現実には非常に厳しい状況がございまして、町の現状は空き地が目立ってきておるといふところもあるわけでありまして。これは玉城町だけではなくて、全国各地の市町でそういう現象が起こっておるわけがございまして。しかし玉城町の場合はですね、この町中に住んでおられた方が同じ町内のもう少し広いところへ移っていただいておりますと、こういう方もありますし、また町外から転入をなされておられるという方もあるわけでありまして。そんな中でやはりこの先ほどのお話にもございましたけれども、少子化、高齢化、いわゆる核家族化、ライフスタイルの変化があるわけでありまして、そうしてなかなか生活しにくいという現状からそういう現象が起こってきておるといふこととございまして。

これからどうしていくのかということとございまして、この空き地の活用をやっぱりもう少ししっかりと何かいい活用方法がないかということも考えていくのも一つの方法だといふふうに思いますし、またこの独居の方、お一人がお住まいの方あるいは高齢化の方が非常に町中で増えておると、町中だけではなくてですね、町内の農村地域の集落の中でもそういうふうな形の現象が起こっておるわけがございまして、玉城町全体として、高齢者の人が安心して暮らしていただけるようなまちづくりと、これを考えていく必要があるのではないかといふふうに思っておる次第でございまして。特にこの産

業振興の部分もありますけれども、高齢化が進んできたというふうな中で介護事業がある。そして福祉に携わっていただく方も必要になってきておる。こういうことでございまして、またもう一つは商店街におきまして、大型ショッピングの方へとなかなかお年をめされると行きにくいという現状がございまして、どうしても買い物が当然車椅子でのこととかいうふうなことになりますとどうしても不自由があるということでございまして、買い物はしたい。買い物はしたいというか何か買いたい、必要があると。あるいはまた時間も十分お持ちしてみえると。こういうことでございまして、できるだけこの移動がしやすいようなことも考えていく必要ではないかなと、こんなことも大事なかなというふうに思っています。

車椅子というふうなことには直ぐいきませんけれども、今回東京大学と連携をしてですね、11月にはオンデマンドのバスの運行を試行をしていくことにしておるわけございまして、できるだけこうして高齢者の皆さん方の暮らしを支えていく、暮らしやすい考え方を更に進めていきたいというふうに思っておる次第でございます。

議長（小林一則君） 中瀬信之君。

8番（中瀬信之君） 今いろいろとお話をいただきましたが、昭和44年から都市計画を進めておる、城下町でなかなか道路整備ができない、ライフスタイルが各個によって違うということから、どんどん人が出ていくということを考えますと、この空洞化はやむなしというふうに考えておるのかお伺いをいたします。

議長（小林一則君） 辻村町長。

町長（辻村修一君） 空洞化はですね、なかなかそれぞれ個人の皆さん方、個々の家庭の事情がありますから、なかなかこれを少なくしていくというのは非常に難しいなというふうに私は率直に思っておる次第でございますけれども、何とか地域に残っていただけるような、そういう工夫も今申し上げておりますよう暮らしやすさ、あるいは空洞化になったところを活用するというふうな考え方も、これは早急に講じていく必要があるのではないかなというふうに思っています。

議長（小林一則君） 中瀬信之君。

8番（中瀬信之君） 基本的には難しそうであるというふうに言われております。しかしながらやはり玉城町の中心部の田丸地区につきましては、活性化をしていかないかん、その為にはいま空き地の利用だとかですね、そういうことについて活用方法を検討していきたいということをおっしゃっておりますが、例えばそれを検討するのであれば、どの部署にいつ頃からそういうことをさせたいんだということをお伺いしたい。

議長（小林一則君） 辻村町長。

町長（辻村修一君） これはいま考えさせていただいておりますのが、女性の方が昨年三重県で、平均寿命が三重県の女性の方、玉城町がトップというふうなこともありますし、議会でもこの健康について大変お考えを持っておられるわけでありまして、私も何とかこの町民の皆さん方の健康増進に力を入れたいというふうに思っておりますので、そして特に町内では毎日のご自身の健康管理に努めておられるというふうな方もたくさん増えてきてございますから、これはですね、教育委員会あるいは生活福祉、健康管理センター等それぞれのセクションが一体になって、玉城町の町民の皆さんの健康増進をどう考えていくのかというふうなことを考えて欲しいというふうに思っております次第でございますし、近くそうした地域の皆さん方にも協力も今もいただいておりますけれども、更にこの健康増進について住民の皆さん方のご協力をいただくような、そういう考え方でいろんなところへ議会も視察をお願いをいたしましたけれども、更に担当者レベルでも近くその取り組みの検討を進めさせていただいておりますので、こういうことでございますのでよろしくお願ひ致します。

議長（小林一則君） 中瀬信之君。

8番（中瀬信之君） ちょっとよくわからないんですが、今の話ですと教育委員会とかですね、生活福祉課が中心になって例えば地域における、今回は田丸地区と言いましたが、玉城町の各地域にこういう状況はたくさんあると思うんですよね。そういうところを例えば空洞化ということ、生活に密着をした健康管理とか、そういうことを含めながら進めていくということなんでしょうか。その結果、例えば人口の増えておる玉城町がある一定地域の空洞化というのが抑えられるんでしょうか。もう一度お伺いします。

議長（小林一則君） 辻村町長。

町長（辻村修一君） 空洞化というのはなかなか抑えるというのは非常に難しいと思いますから、これはいろんなご事情があって今の実態を見ますと狭い地域で住むのが非常に不便だというふうなことから、もう少し広いところへ土地を求めておられるという現状がございます。したがって町外からも勿論移ってこられると、こういうことでありますからそういうその土地活用の誘導みたいなものを、これを町の土地利用全体の中で進めていく必要があると思いますし、またそのセクションはそれぞれが所管をしておりますけれども連携しながら力を入れていく必要があるというふうに思っています。

議長（小林一則君） 中瀬信之君。

8番（中瀬信之君） 田丸駅からですね、この役場まで来る間にですね、そういう空き地とかですね、家屋の空洞化がどんどん進んでおろうと思

いますが、そういうことが事態が決していいというふうに思っておりません。将来にむけて町長言われるように各課が協力をして進むということ、今言われましたので今後それがですね、どのように進んでいくか教育委員会の皆さんとかですね、福祉課の方、話をしながらですね、どのように進めていくかということをもたまたま施策というんですか、出していたきたなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいということでもよろしいでしょうか。

議長（小林一則君） 辻村町長。

町長（辻村修一君） これはですね、これは町の将来展望を眺めた時に、40年も前にこの玉城町全体のこの空洞化のそういう予想される地域やというふうなことは、これは考えておるわけですけども、それは今の現状を眺めこれからどうしていくかというふうなことは、町の将来にとって一番重要なことでもありますから、これはたえず町の将来計画を新しく23年度からの部分を見直しをしていくという段階ではですね、この今の課題、これにどうしていくのかというふうなことは、具体的にやはり示していく必要があるというふうに思いますけど、その段階で具体的なもの、勿論これは議会の皆さん方にもいろんなご論議を賜りたいというふうに思っています。以上です。

議長（小林一則君） 中瀬信之君。

8番（中瀬信之君） それでは具体的に、案を示していただきたいとそのように思います。それでは最後になりましたが、学力テストの結果についてお伺いいたします。これ先ほど教育長が言われましたが、文部科学省はですね、前月の8月27日、小学校6年生と中学校3年生を対象に4月に行った全国学力テストの結果を発表いたしまして、2007年に43年ぶりに復活し実施され今回が3回目の実施となっております。結果発表をみますと上位には1年目、2年目と同じく秋田県、福井県が好成績を修め、沖縄県、高知県などが、低迷をしておるという現状があります。このような実績を踏まえ3つの質問をいたします。

1番目の質問として三重県の成績はどのような位置で推移をしているのかと伺いますと、小学校の部で43位、昨年は42位。中学の部では33位、昨年は29位でありました。玉城町の今回の成績を踏まえこの三重県の順位を教育長としてどのように受け止めておるのか、お伺いをいたします。2番目の質問ですが、県全体の学力を上げることは各自治体が向上策、向上対策をつくりあげそれを実行することであると考えますが、当町として具体的な学力向上対策をお伺いをいたします。3番目の質問ですが、学校で学べる環境づくりの一つとして各学校に空調設備の導入が進んでおりますが、教育基本法の改正を受けゆとり教育から学力向上教育に転換するために、この空調

設備の導入は十分な環境整備と考えておるのか、お伺いをいたします。

議長（小林一則君） 教育長 山口典郎君。

教育長（山口典郎君） 中瀬議員からご質問のありました全国学力学習状況調査の件についてお答え申し上げます。

全国学力学習状況調査については平成19年度から始まりまして今年で3回目となりました。文部科学省が導入した目的ですけれども、各地域における児童生徒の学力や学習状況をきめ細かく把握、分析することにより教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るというものであります。更に文部科学省は学力や学習状況等の状況をきめ細かく把握し、教育施策や指導の改善につなげるための調査であり、序列化や過度の競争を煽るものではないとしているところであります。その点から文部科学省は県教育委員会に対しまして、序列化や過度の競争を生むので市町村別や学校別の公表はしないように求めています。

玉城町教育委員会は第1回目から全国学力学習状況調査に伴う、活用委員会を設置しております。各学校の結果を分析して学力指導に反映させたり、それから教育施策に反映させたりしております。例えばそういう一つは町単位のいわゆる非常勤の講師を導入して、いわゆる少人数教育を行うというものもその一つであります。更に保護者の方には個人の結果は文科省から届きますので渡しますけれども、学校や町の点数は公表しておりませんけれども、学校の結果分析を用紙に文章として用紙にまとめまして、どこの学習が弱いとか、それから朝食や睡眠と学力の相関関係を示したりして保護者に配布しております。

しかしいわゆる公表はしないというものの、しかし今回三重県は議員ご指摘のように、小学校6年生で45位です。昨年度は40位でした。これも国語と算数の総合計、A Bの総合計になってきますけれども45位です。中学校は3年生は昨年度は30位で今年は33位というふうに、結果の順位は非常に悪くなってきております。県教委も分析の会議も立ち上げて施策も打ってきておりますけれども、芳しくありません。玉城町は徐々に成果を上げてきております。全国レベル並となっております、教科によってはまた学校によってはそれをかなり超えているものもあります。ちょっと差し出がましいことですがけれども、三重県平均の比ではありません。結果を分析することによって弱みを克服、指導とか玉城町の施策が効果を上げてきているのではないかというふうに思っております。今回の検証では特に国語では各学校で行っている朝の読書とか、作文を書かせる指導というものが非常に効果的であるということがわかってまいりました。それから算数、数学においては少人数による指導で児童生徒の誤りを早く見つけることができたり、戸別に

指導できる点からも効果があるとわかってまいりました。そういった点から町単独のこの近辺では町や市で雇っている非常勤はありませんけれども、玉城町は独自で雇っていただいております。そういった点で一つ効果が上がってきているのではないかと思います。

それから宿題の徹底というものが大変効果を上げてきているというのも、今回の大きなポイントになってきております。そういった点からそれらを中心に各学校での学力向上にシフトした指導体制をつくりあげていくように考えております。学力と生活習慣の関係も規則正しい食事とか、就寝、起床が学力をあげることにもつながっていることが、全国的にもわかっております。保護者にもこのことを啓発しまして、規則正しい生活が送られるよう協力をお願いし文書を配布しているところであります。

もう一つの快適な学習空間の件ですけれども、快適な学習空間をつくることは学力向上にも大切なことであるというふうにも思っております。暑い夏にも今回空調設備を活用させていただいております。現在は玉城中と田丸小学校が空調の設備を設置しておりますけれども、この今年の夏期休業中に玉城中学校では数学や英語を中心に10日ほどの補習を実施しております。それから田丸小学校でも算数に中心にして全学年で5日ほど補習を実施しております。このように空調を活用した夏期休業中の補習が進められ学力の向上につながっていくものというふうにも考えております。空調設備も今年度、外城田小学校それから来年度有田小学校、下外城田小学校等整備をしていく予定ですので、ご協力ご理解をいただきたいというふうにも思っております。以上です。

議長（小林一則君） 中瀬信之君。

8番（中瀬信之君） 先ほど教育長が言われました順位のところですね、若干こちらが言ったのと違うところがありますが、教育長言われたのが正式な数字ということによろしいですか。それから学力向上の具体的な政策の中には玉城独自でいま言われましたような読書であったり、作文であったりいろんなことを進めながらやっておる。これ非常に効果をつくっておるというふうに私も感じております。やはり学生については学力を上げることが大きな前提というふうにも考えておりますので、新しい政権になりますとこの結果、このテストがどういうふうに継続されるかということとはわかりませんが、それとは別に独自でこの地域の学力を上げていくということは非常に大事なことであってですね、また家庭環境とかですね、そこら辺と力をあわせながら教育していくということも非常に大事なことであるというふうに考えております。

それからこの空調設備については、今言われましたように非常に効果が出



て今後の住民の皆様方とともに玉城町の適正な土地利用、農業振興整備計画に関する早急なる取り組みのスタートとしていきたいと、こういったことを考えまして今回の質問といたします。

それでは質問に入りたいと思いますが、今回農振除外地はですね、前回は申ししておりますが、有田地区のライスセンターから旧23号線に向かって農免道路沿いの西側、世古区の土地であります。地元世古区や土地改良区、農振協議会、農業委員会の反対がありますし、また世古区、土地改良区からも反対の意見書が町のほうに出ていると。そして今後周辺ですね、宅地化による農地の崩壊これが危惧されるわけでありまして、農業委員会で再三にわたる農地転用申請に対する審議が現状行われているという状況であります。行政は、住民の意見を聞き合法的な町民のための判断であるならば、今回、こんなにもめることはないのかなというふうな意見も出ております。役場、公務員これは全体の奉仕者であって一部の奉仕者でないと、こう憲法15条にうたわれておりますが、結果としては今回住民の民意が通らず住民のためにならない法律が認められたという多くの意見も出ております。

そして今回、町の農振除外の判断に対し国の機関であります農林水産省東海農政局から6月18日付けで玉城町長宛てに「農地を農用地区域から除外にするために行う変更事務の適正な執行について」という題目で勧告が出されております。その勧告内容とは国は三重県を通じ文書確認そして現地調査、図面及び写真の確認等による検証を行ったところ、法の27号イロハ二の二なんですか、二の項及びこの要件などを満たしていないと判断されること、要件が見受けられ地方自治法の245条の4第1項に基づき勧告をされました。勧告に基づく適正な措置及び適正な回答をお聞きするという内容であります。更に勧告内容は第27条に基づく要件を全て満たしているかについて、今回改めて十分かつ適正に検討をし、その上で町として必要な措置を講じること。もう1点は今回の除外による計画策定変更にあたっては、土地改良区、農協、農業委員会並びに地域住民の意見が反映された計画となるように十分検討されること。このように具体的に申ししております。この勧告をどのように受け止め、どのような協議の中からどのような回答をされたのか町長にお聞きをしたいと思います。

議長（小林一則君） 10番 奥川直人君の質問に対し答弁を許します。

町長 辻村修一君。

町長（辻村修一君） 奥川議員から農振除外についての件でのご質問をいただいておりますが、以前にもお答えを申しておりますが、まず町の行政を預かる私どもといたしましても、あくまでも法律に基づいてその仕事を処理していかなければいかんということでありまして、それが務めでございます。

いますし公正を欠くことがあってはならないということでございます。具体的なことについての勧告のお話でございますけれども、27号計画につきましては町といたしましてこのことに対する検討を申し上げ、その要件はクリアーをしておるということでございます。今後につきまして計画を策定変更を行う際には自主的なガイドライン等の策定につきまして、関係機関、農業委員会あるいは農協、土地改良区、三重県と検討をしていくということに回答を申し上げておる次第でございます。

それから次の27号計画の策定変更にあたっては、土地改良区、農協、農業委員会の意見を聞いた上で、法令、法律に定められましたところの公告縦覧の法律の手続きを行い、そして地域の住民の皆さん方の意見を聞く機会を設けた上で策定変更をしておるということに回答を申し上げておる次第でございます。

議長（小林一則君） 奥川直人君。

10番（奥川直人君） 一応法に則った形で進められたというご答弁であります。それではもう少し町の回答内容を確認し、チェックをしていきたいと思っております。本来の議会での一般質問はですね、あんまり細かな内容をですね聞く場でなく、私が考えますのは町長及び町政の大きな課題や将来について考えを問うものであるわけでありまして、今回は勧告に対する町の回答はですね、回答や取り組みであります。今後の玉城町のためにももっとも重要な課題と判断をしておりまして、行政の考え方の各論についてお聞きをしたいと思っております。今回の問題に対し行政の取り組んできた経過、考え方、これにつきましてはいろんな関係者の方、ケーブルを見ておられると思っておりますので、課題認識を持っていただくためにですね課題を持っていただきたく思っております。

まず、今回勧告が来たという前に勧告以前ですが、3月31日に町県の見解が国へ出されました。その関係について事実関係を問う問い合わせが国から来ておるわけでございます。それは農業委員会も誰も知らない、5月15日に国に回答をされておりまして、その内容を確認をしていきたいと思っております。玉城町の見解はこうであったんですが、イロハ二と先程申しましたけれども、イの項からいきます。イ農業委員会の見解を聞いたかという説明にたいしまして回答は、意見は聞いている。しかし現状はその意見が反映されてない、聞くのみであるということでありまして。口農振除外の住民に対する公告縦覧は行ったかと、これは公告縦覧は私が一般質問したのは3月ですがその9月、昨年9月から10月に公告縦覧をされて、先ほど町長の答弁にもありました意見を聴く機会を設けたという形でありまして。それで八の項ですが、法の規制は超えていないか。これは0.3ヘクタールで満たず、地域農業の振興に影

響はないという答弁であります。それで先ほどのことホといいましたけれども、二の項につきましては、これはちょっと勧告が来ておる内容なんです、代替地協議は行ったかという質問であります、回答は、地権者が代替え地を所有していなかった、そこしか所有していなかったという回答であります。ホ集団化や農作業の効率化その他周辺の農業上の効率的利用に支障を及ぼさないか。こういう設問に対しまして回答は交通量のある道路で分断化されているということで、あのライスセンターから23号線へいく道で農地は分断されているはずだと、このように町は判断をしております。集団化、農作業の効率化等利用に支障を及ぼさない、このように書いております。への項です。雨水排水は水路へ流すことで農業排水系統に支障を及ぼさないかというこういう設問ですが、回答はこの土地の北側に排水路があり、そこに放流すれば問題がない。このような回答であります。後ありますけれども、この重点的な123456、6項目ですか、こういうことを紹介させていただきました。

そこで農振除外の住民に対する公告縦覧というのが、先ほど町長からされたということですが、私はこれはですね、少しおかしいなというふうに思うわけであります。有田地区の住民の方は今回の私が今年の3月の一般質問で農振が除外されたことに驚かれました。ということはそれまでその土地がどのような形でいま行政が進めているのかということを知らなかったというわけです。1月に除外をされておるわけですが、その結果も地域住民の方が知らない。本来この件は昨年2月から始まっており対象住民に状況を周知し協力を求めていたとは言えない。替地の問題、こういうことも当然地域に協力を求めていかな駄目なんですけれども、そういうことすらですね、伝わっていない。行政が単独で進め公告縦覧を実施したと思えます。その事実だけを主張しておって住民への経過説明や意思を私は無視していないかこのように思うんですが、町長いかがですか。

議長（小林一則君） 辻村町長。

町長（辻村修一君） こういうことも今までの中で説明を申し上げてきた機会がございますけれども、このことは町にこの農振除外にあたっての農業振興地域の整備に関する法律に基づくところの農振整備協議会というふうなものが立ち上がっておるわけございまして、これにつきましては当然のことながら、それぞれの改良区あるいは農協等、あるいは農業委員会が参画をいただいで、そして除外地の申請が妥当かどうかと、あるいは意見を聞く機会というふうなものが開催をされるわけでありまして、そしてこの際には十分な土地改良区の中でもこの件について、それぞれ議論をしていただいできた。あるいはまた土地改良区の構成はそれぞれの集落にもその委員さんが選出を

されておられるというふうなことでありますから、そしてまた地域の地権者の方の同意は得られませんでしたけれども、区の区長さんあるいは臨地の方この方は十分当初から承知をいただいていたということでもあります。以上です。

議長（小林一則君） 奥川直人君。

10番（奥川直人君） わかりました。またこれは後ほど確認をしていきたいと思います。そしてですね、先ほど申しました3月31日の回答に対してですね、今回勧告が来たということになるわけであります。国が法を満たしていないという判断される用件として先ほど申しましたように、二の項、代替地、替え地のことであります。代替地に対する行政の努力が足りないという内容になっておろうかと思えます。まず玉城町の考え方ではありますが、地権者自身がこの土地しか所有していないとの状況からですね、単純に判断をしている。こういうことで農水省からは行政を含め代替地の検討が不十分と指摘しておりまして、これは現地調査及び図面で替えるべき土地の存在を確認しているという判断であります。

そこで当初地権者が、町の指導によって当初地権者が町の指導によって、所有地以外で替地を探したが見つからなかったと、こうあるわけであります。地権者は土地改良区組合員であることから、土地改良区役員等に土地の交換について協力を求めたが見つからなかったということで、要は行政がそこでしっかり指導したのかで、土地改良区との協力に対して地権者がどうであったかというふうなことであります。そこで行政として直接地権者と会って指導されたのか。また地権者自身が土地改良区にお願いに上がりどのような努力をされたのか。重要な項目であります。当然行政、こういう問題が出ておる以上行政、町長自らも出席しお願いをしたのかお聞きをしたいと思えます。

議長（小林一則君） 辻村町長。

町長（辻村修一君） 今ご質問のとおりですね、そうした代替地が他にないかというふうなことの協議会の中でも、まずは探したらどうかというご意見をいただいておりますから、協議会として地権者の方にその旨も申し入れをしたということでございます。当然地権者の方としては相当の努力をされたというふうに思っておる次第です。

議長（小林一則君） 奥川直人君。

10番（奥川直人君） 地権者と何回お会いされました。それと地権者は役場へ何回来られましたか、本人が。

議長（小林一則君） 辻村町長。

町長（辻村修一君） 何回とかいうふうな回数ですけれども、その回数までは具体的に記憶をしておりませんが、再三お会いをさせていただいた

ということです。

議長（小林一則君） 奥川直人君。

10番（奥川直人君） 地権者本人なのか、代理人なのか、そこをお聞きしたいと思います。

議長（小林一則君） 辻村町長。

町長（辻村修一君） これは地権者の代理の方とお会いをしてきたと、こういうことです。

議長（小林一則君） 奥川直人君。

10番（奥川直人君） わかりました。それでですね、土地改良区等に土地の交換について協力を求めたと、このようにあるわけですが、土地改良区役員等とあの曖昧な言葉はですね、正式に土地改良区には申し出されなかったのですか。

議長（小林一則君） 辻村町長。

町長（辻村修一君） 土地改良区の中にはですね、当然その理事を始め役職員の方がみえますから、こういうことにつきましては当然この地域の問題でありますので、再三このことについては協議を進めてきておるわけでありませう。当然いまの代替地等についての協力のお話もさせていただいてきた経緯がございます。

議長（小林一則君） 奥川直人君。

10番（奥川直人君） 行政として、土地改良区と一緒にいって協力を求めるということはですね、今のこういう現状の中では最も重要かなと、三者、地権者、土地改良区、集落そして行政、行政がこの全て回答を作っておるわけですから、その辺の共同で協議をされたかというのをお聞きします。

議長（小林一則君） 辻村町長。

町長（辻村修一君） 共同でというよりも土地改良区はこの地域の中の農地の全体を管理掌握をしておる組織でありますから、土地改良区の皆さん方もそれぞれこのことについて努力をしていただいたというふうに思っておりますけれども、最終的に代替地は見つからなかったという事態に至ったというふうなことについては、勧告に対しての回答として申し上げておる、その通りでありますし、それ以上のものはございません。

議長（小林一則君） 奥川直人君。

10番（奥川直人君） 土地改良区に任せたとということで、直接は関わっていない、そういうこれから出てくる回答はそうなおるわけです。土地改良区としても、本人から頼まれておらんと、代理人からは頼まれているけれども、本人、地権者本人からはこの代替地については頼まれていないということでもあります。わかりました。

次の回答にはですね、このように書かれております。農政局のいうように地域周辺に替え地は存在するものの、地権者が土地の交換や譲渡及び使用に合意しなかったと、だから地権者自身がそこしか駄目だと、あの土地しか駄目だと、こういうことを役場は書いておるんですよ。ということは以前に何もそういう協議は進んでいないと、結局は地権者本人ももうあそこでなくちゃ駄目だから他の替え地なんか、頭がないということで、役場の回答もこうなって、これが一番だと私は思うんですよ。地権者が土地の交換や譲渡及び使用に合意しなかったため結果的に代替地は見つからなかったと、これも役場が国へ出しておる言葉です。地権者自身がこの土地、この場所でなくてはならず交換を行う意思がなかったことになる、地権者自身が町の指導によって替え地を探した事実はないということによろしいでしょうか町長。役場の回答もそうっておりますので。

議長（小林一則君） 辻村町長。

町長（辻村修一君） これは地権者の方がそれぞれここの表現の中にありますけれども、それぞれ条件が合致するところ、合致しないところがあったんだろうと思います。したがって結果的に代替地は見つからなかったと、こういうことだと思えます。

議長（小林一則君） 奥川直人君。

10番（奥川直人君） 取り方はいろいろあるわけですが、こういった文面になっておると。使用に合意しなかったということでありまして。結局は先ほど申しましたように行政とそういったいろんな関係がうまく進んでない、地権者の意向が尊重されてしまっているということで、それに行政が振り回されたと、それで結局勧告が来たということでありまして。

続いて役場の回答はこうあります。今回の事例の場合はこのような関係の取り組み状況及び農地が個人財産であることを鑑みて、周辺の農地以外の土地が存在することのみをもって。非常に難しいんです。他の代替えすべき土地があると判断することは難しいと考えている。ある意味でとれば町は非を認めて国県にこの非を正当化しようとしておる。このようにとれるんですが、町のレベルではですね、公平公正これが一番の行政を運営していく中で大切なんです。公平公正な行政指導はなかったのか、個人財産であると言われますが、このように行政や地域に迷惑をかける事態を考えれば、その地権者本人はもとより先ほど言われました代理人、親戚、家族、知人なども協力は本当に得られなかったのかと、前回もこれは伺いましたけれども、不思議に思っています。代理人の方がいろいろ行動されたようですが、代理人に代替地を頼んだのですか質問します。

議長（小林一則君） 辻村町長。

町長（辻村修一君） 先ほどお答えを申し上げましたとおりでございます、地権者の関係者の方がご努力をされたと、こういうことです。

議長（小林一則君） 奥川直人君。

10番（奥川直人君） わかりました。非常に難しいんですわ。私は行政としては玉城町の行政運営を守るために、是非の判断、よし悪しの判断というのは必要であります。その中で住民に厳しい指導も当然行政としてはしていかなくってはならない面もあるわけでありまして。そして住民、民意の意見も取り入れた公平公正な判断が必要なのではないのでしょうか。今回はその判断が十分されていないというふうに思います。質問します。公務員は全体の奉仕者であって一部の奉仕者でないと先ほど申しました。行政として今回の結果からどのようにこの行政判断、行政の指導を含めて思われますか、お聞きをします。

議長（小林一則君） 辻村町長。

町長（辻村修一君） 行政は何度も申し上げますように法に抵触した形での行政手続きをするわけにはまいりません。そして町の現状を眺めた上で公正公平な取り扱いをしていかなければなりません。したがってその考え方で全て処理をしておるわけでありまして、そんな中で当然いろんな利害関係も生じる部分もあるかもわかりません。しかももう一方で農地法関係等々のいろんな法律も整備されておりますけれども、なかなか実態は非常に曖昧な部分が非常に多いということも現実としてあるわけでありまして。

そんな中で今回6月に農地法改正がされて、そして12月から施行されるというふうな動きもあるわけでありまして。一方で個人の財産、個人の所有権とこういうふうなものもあるわけでありまして、あくまでも法律に基づいてそしてそれに対する不平不服というふうなものがあれば、当然これも法律に基づいて公告縦覧、異議の申し出の機会というふうなものも設けられておることになっておるわけでありましてから、これにしたがって処理をしていくのが、私たちの努めてあるというふうに認識をしておる次第であります。

議長（小林一則君） 奥川直人君。

10番（奥川直人君） 法整備が曖昧だというふうなことです。この曖昧って非常に町長よくおっしゃりますけど、3月の質問の時にね、農振法があってないと、法があってないと言われて、これ6月にはそんなこと言ってないという答弁でした。また今回もあってないと言うて、また今度言うたらありますと。こういうことはないようにしてくださいね。行政がそういう法に則ったということがあれば、何故勧告がきたのかと、その辺をお聞きします。それは本当の今回の勧告を真摯に受け止めて課題反省した中のものなのかとどうかというこの回答がですね、そこをお聞きしたいと思っております。

議長（小林一則君） 辻村町長。

町長（辻村修一君） あってないというのが、どういうことであってないのかちょっとわかりませんが、議事録って見ましたけれども、そんなふうな中途半端なことは言うたらん筈ですし、そしてもう一つはその地方分権の中で中央集権の時代から地方分権、地方がその責任を持って仕事をしていく、これは法の一部が改正されたのが平成11年、その中で地方が責任をもってこの処理についても進めていくということになったわけでありまして、このことのみをもって国として高圧的にとらまえて働きかけをしていくというのはいかなものかというふうに思っておる次第であります。私どもはそうした中で権限を与えられた自治事務として処理をして、進めさせていただいておるものであります。

議長（小林一則君） 奥川直人君。

10番（奥川直人君） 事務処理とかそういう言葉もたくさん出てきます。私はそういうことを処理するのに考えて処理をするという、この考え方を私は聞いておるわけでありまして、判断材料を。この質問は行政運営で非常に基本的な部分を私は聞いておるわけで、総務課長の中郷課長すいません。この公務員の全体の奉仕者、全体とは今回の場合、どう受け止められますかお聞きします。

議長（小林一則君） 総務課長 中郷徹君。

総務課長（中郷 徹君） 全体とは地域住民、地域住民はもとより町もしくはそれに携わる方々全員というふうなことで考えております。

議長（小林一則君） 奥川直人君。

10番（奥川直人君） だから私は少しね、今回はそういう手続き上の問題も先ほど言いました。公告縦覧は地域の人には知らない。知らないままにそういう話もないままに縦覧されたということで、本当に民意を聞いた、全体とは一体なんだということに私はすごくですね、この処理については問題があるというふうに感じています。

それではですね、27号のホへいきます。これは先ほども申しましたように、農用地の集団化、農作業の効率化その他周辺の土地の農業上の効率かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがないかということでもあります。この法の解釈は集団の農地、集団の農地の中央部に農地以外の土地が介在することによって、構成の機関による営農や効率的病虫害駆除の駆除に支障が生じる場合は本件を満たさない、このように書いています。そしてこのことに対して玉城町はこのように回答しています。通行量のある道路で分断された農地、周辺部に位置していると判断している。ということはあの道路で区切られていますから農地が分断されています。このように町は言っているわけであり

ますが、これに対し農水省の見解はこの土地は客観的にみて、町道を横断して容易に一連の農作業が可能と判断されることから、道をはさんで農作業ができることからこの位置は集団農地の中央部である。このように国が判断しております。ですから国は分断してない、全体が集団農地だと、玉城町の場合はあれで切れておるやないかと、こういう話です。

これとですね、それに対するそういうことに対してですね、この町はですね、この道路は玉城町から伊勢松阪方面に行く基幹道路、玉城町として主要道路として位置づけている。こう回答しておるんです。また農作業は道路から直接行わず支線道路を中心に行われることによって、この道路は農地を分断しており該当の土地は中央部でなく端に存在すると、このように町はこの見解が違います。まずそこですね、私は何事にもルールがあると思います主要道路とは一体なんですかとこう聞きたいんです。一般的には県道これが主要道路となっておりますが、これは誰が決めるのか。主要道路の違い、ほかの主要道路はあるのかないのか、こういったことをお聞きしたいと思います。

議長（小林一則君） 辻村町長。

町長（辻村修一君） 前段の公告縦覧のこともそうでございますけれども、これは一般の方が、公告縦覧をすとかいうふうな異議の申し立てるその期間あるとかいうのはなかなかご存じない部分が、非常に多いと思います。こういう法律に関わっておらない方がほとんどですから、しかしこれは法律でそういうふうな何か異議の申し立てがあれば、公告縦覧ができるという整備になっておりますから、ほとんど。これは知っとる知らんというふうなことではありませんし、今回の場合はですね、知らんというお話でしたけれども、ご存じであったというふうなことも私は伺っておる次第です。それからもう一つはですね、このお宅はどう思われますかということなんですか、あその道は。どういう道路の位置づけだというふうに思われますかということをお聞きしたい。

議長（小林一則君） よろしいですか。

奥川直人君。

10番（奥川直人君） 質問いただきましてありがとうございます。あれは私は農道だとこのように思います。それはですね、あの道路は一般的には私は農道だという住民の方も認識を持っておられる。支障がないと町が言うのはですね、支障がないと思とるだけでね、あれ横断するのに非常に危険なんですよ、コンバインでも田植え機でもトラクターでも、でも住民の方は危険を承知でですね、あの道路を利用されておるわけですよ。横断して。だから町は勝手にそれは支障ないってということ事態がね、私は認識が甘いところ

のように思います。

議長（小林一則君） 辻村町長。

町長（辻村修一君） 新しく議員に就任された時に町の将来計画とか、総合計画とかいろんなものの説明も聞かれたと思いますけれども、議会の中で平成13年にも、この時は就任してもらっておらんわけですけれども、その後の資料等をご覧をいただいておりますけれども、承認をいただいて、この農地の中心部にかかるところの農用地の幹線道路の沿線地には市街地というふうなことの計画もできるのではないかというふうな都市利用計画が議会で認められておるというふうなことも、是非承知おきを願っておきたいと

思います。  
それと現状を見られたらほとんどの方がわかっていただくんやないですか、あれが農道か幹線道路かということは。莫大な町としての交通安全対策の費用をかけてきたわけですよ。歩道橋ができ3mの自転車歩行者道ができ、普通の細かい農道とは違うんです。以上です。

議長（小林一則君） 奥川直人君。

10番（奥川直人君） その土地の利用計画も見せていただいています。でもその計画は、具体的にそうだという形はこういう農業振興計画の中ですか。総合計画でそういうことも決まっておるんですか、そうじゃない筈ですよ、具体的な計画はそういう除外、農振の計画の中で僕はすると、このように認識をしております。お金をかけたって、あれ大事ですやんか、有田小学校へ通るのに歩道橋、絶対必要ですよ。農道であろうと何であろうと、私はそう思います。

議長（小林一則君） 辻村町長。

町長（辻村修一君） 主要道路としての位置づけはどうかというふうなことのお尋ねでございましたから、そういうお答えをしたということです。

議長（小林一則君） 奥川直人君。

10番（奥川直人君） 主要道路って、そういうルールがあるのかどうかということでもあります。たまたま今回はそういうことで主要道路という位置づけになったのかですね、過去から主要道路なのか、また主要道路って他にあるんですか。こういうことを聞きたいと

議長（小林一則君） 辻村町長。

町長（辻村修一君） 主要道路とか主要道路でないとかというふうな位置づけも、ありますけれども、それはどなたもがその町のほ場の300ヘクタールの真ん中に走っておる、そして交通量からしてですね、あるいは道路の形態からしてそれは理解できる道やないんですか。

議長（小林一則君） 会計管理者 前田浩三君。

会計管理者（前田浩三君） 主要道路の位置づけということでのお尋ねでございますので、3月定例会に私ども町道の認定というのをさせていただきます。その時にもご説明申し上げましたけれども、町道の種類といたしましては1級、2級、その他という分類をさせていただいております。それで1級につきましては主要幹線、これは集落間を結ぶ幹線または他の公共施設ですね、そういったものを結ぶ幹線、2級はそれに準ずる。その他につきましては住民の方、一般利用者の方が生活に主に利用される道路ということでございます。それで今、奥川議員おっしゃって見えます農道につきましては、これは農業を主に利用される道路という位置づけになろうかと思えます。それで現在おっしゃって見えます道路につきましては、町道の1級田丸世古線そういった名称で認定をさせて頂いております。それとそれ以外にということでお話がございますけれども、奥川議員お住まいの原から宮古富岡線といった原富岡線という主要幹線道路もあります。いくつもございますけれども一番地域的に分かって頂ける部分ということで、2路線を説明させて頂きましたがその中で当初の目的といいますか、当初に建設をされたというのは圃場整備と併せて建設されたのは間違いございません。その中でも当時から6mの幅をこれは幹線道路としての位置づけを持つ農道として整備がされました。まだサニ道路が出来ておらん当時でございますけれども、町を南北に縦断する主要な幹線ということで位置づけをして、またそういった管理をしてまいっております。

先ほどの原富岡線につきましても町の南北地域を東西に縦断する道路として幹線道路としての位置づけして管理をしておりおります。当初の目的も含め現在におきましても大事な町の幹線道路というふうに認識をしております。以上です。

議長（小林一則君） 奥川直人君。

10番（奥川直人君） 前田課長ありがとうございました。要は主要道路で農地が分断されるかということなんです。私の聞きたいのは、だからその主要道路があるから農地はもう分断しとんのやということになる、その道路は主要道路はよくわかるんですけども、確かに原も走ってますけれども、それで分断をする認識があるのかどうかということ、最後にお聞きしたいと思います。

議長（小林一則君） 辻村町長。

町長（辻村修一君） 主要道路としての位置づけを行っておるということで、したがって分断をしておると、こういうことです。

議長（小林一則君） 奥川直人君。

10番（奥川直人君） 分かりました。それはですね、いろんな意味で皆さ

んが協議をしてもらったら私はいいかなど。でもそういうことはですね、今後この農地のいろんな開発をしていく中ではですね、非常に大事なことだと、国もそれは認めてないことでありますんで、その辺は県国町とですね、よく協議をして進めていく検討していく、こういうことが大事かと思えます。

次の回答はですね、町は近隣に住宅もあるわけです。新しく建てられた住宅もあるわけですが、営農に影響があるとは聞いておらず今回は0.3ヘクタールであり大きな影響はないと判断した。またこの土地は空中散布も希望者のみの散布であり、全てに一斉防除を行っている状況でない、トラクター、コンバイン、田植え機等がこの道路を横断し作業を行うことについては、大きな支障とはなりえないというふうに、行政がその道路なりその土地を言うとするわけでありまして、現状はその住宅周辺で、玉城町にもいろいろあるわけですがけれども、耕作されている方々が現在苦情が本当はないと思っておるかどうか。それは農家の人気がつけているから苦情が出ないんじゃないです。従来どおり朝涼しい時に草刈りをするとかね、いうふうな現状は今まで自由にできた。でもそれが規制されてですね、北風の吹く日は田んぼをトラクターでおこせない、埃がたつからと。そういうふうな支障がないとこれはおっしゃっておるんですね、それと空中散布もね、隣の方はたぶんやられておると思うんです。その空中散布ができなくなる筈です。そういった時にどのようにされるのか、その辺のお考えはですね、どのようなご配慮をされておるのか、お聞きをしたいと思います。

議長（小林一則君）町長 辻村修一君

町長（辻村修一君）玉城町の現状を眺めていただいて、この農地がある住宅地があり、いろんなその工場がありというふうなことでありまして、議員も営農されておられるからご承知やと思えますけど、やはりそれぞれがお互いが気をつけて、ええ環境の中で暮らしができる。農家の人はそのそういう消毒の時には、隣の住宅地の方に迷惑かけないというふうなことも心遣いというふうなものをしながら、生活を営んでとる営農をしておると、こういうことでありますからですね、これはお互いが気をつけてもらう。そして以前は有人ヘリコプターで大型のヘリコプターで空中散布というふうなことでありました。私も直接そういうふうなところに関わったり、無人の時もそうでありましたけれども、最近は無人で、そしてできるだけ周辺の皆さん方に迷惑のかからないような配慮、こういうふうなものを心掛けておられるわけでありますから、それはできるだけ町にも人が住んでもらう、あるいはお互いにいま住んでおられる人同士がですね、気をつかっていきながら暮らしていくというふうなことは一番大事なことであります。そんなふうに思っています。

議長（小林一則君） 奥川直人君。

10番（奥川直人君）　そういう町づくりがね、町長あなたがやる仕事です。あのね、町は近隣に住宅もあり、これまでに営農に影響があるとは聞いていないと。こういうことを私は行政が机の上で考えた文章だと。本当に聞いて聞いたんですかということをお聞きしています。お答えください。

議長（小林一則君）　辻村町長。

町長（辻村修一君）　これは直接現場にいかなくとも、玉城町の小さな町でどこでどんな人が住んでおいて、どこでどんな耕作をして、そしてその隣の勤労者の住宅地は誰の家やというぐらいのことは、それぞれの所管がよく承知しておりますから、一々現場へいかなくとも状況は十分掌握できておるはずですよ。

議長（小林一則君）　奥川直人君。

10番（奥川直人君）　私は昔、会社で仕事をしておりました。一番大事なのは、現場、現物、そしてこの現時点、瞬間が大事やと、こういう私は仕事の教育を受けてきました。行かなくてもわかっておる、そんなことでね私は正しいそういう判断なり見極めが、役場の方は頭がいいんで、そういうことができるんかなというふうに思いますけども、そういうことは私はありえないと。足を運ぶ。こういうことが本当に今の行政に大事じゃないんですか、そう思いますけど。今回ですね、分家住宅ができた場合に町長はその辺へ近所の人やその辺に苦情がでないようにすると、抑えてくるわというふうに言っておられるようですが、その施策はあるんですか教えてください。

議長（小林一則君）　辻村町長。

町長（辻村修一君）　さっきのご質問で現地へもいかんとかいうふうなことで、現地がわかっておるから、そういうお答えができるということなんです。それはJAなりですね、町の関係の職員らはそれぞれの立ち会いもなんやかいしておったわけですから、現地の様子はわかるとるわけですよ。そしてその転作等の現地確認にも出ておるわけですから、わかるとって言うてるわけですよ。

議長（小林一則君）　10番　奥川直人君

10番（奥川直人君）　苦情がでないように町長はすると、おっしゃってられるんですけども、そうされるんですかという質問です。

議長（小林一則君）　町長　辻村修一君

町長（辻村修一君）　苦情がでないようにするちゅうのは、これはこれもお互いのことでそこに開発、そこではなくって開発が伴う新しく家が建つというふうなことになるますと、当然周りに迷惑をかけないというふうなことは、これは常識でありますし、それぞれの中でこちらのほうも各課にわたってですね、業者の皆さん方に対しての誓約を求めていくと、取り交わすというふ

うな中で開発をしていくということでもありますから、これはもう迷惑をかけないようにしてもらわなければなりません。そういうふうな手続きも町として指示をしておるということです、していくということです。

議長（小林一則君） 奥川直人君。

10番（奥川直人君） それでは続きまして、それでは農業振興計画というのがあります。これも回答の中にあるわけですが、農業振興計画及び農業の振興に関する計画については、今後の考えについて町は次のように回答をしています。まあその計画をどのように整合性を持ってやっていく、作っていくんですかという質問なんです、町は今までは玉城町の今回の計画策定及び変更にあたっては、農振除外の件ですが、従来から関係土地改良区、農協、農業委員会の意見を聞いた上で、法令に定められた公告縦覧など手続きを行うことにより地域住民の意見を聞く機会を設けた上で策定、変更をしております。町長は先ほどね、今年進めてきた経過はこうですとこう言っているわけです。今後どうするのかという回答を見ると、今後も法手続きの中で農業委員会、農協、土地改良区並びに地域住民の意見を聞き、聞く機会を設けた上で、ここが違うんです。反映できる意見については計画に反映できるように検討を行います。

この反映できる意見とか否かというのは、今回の場合でも出ていたはずなんです。でもそれで今までのやり方とですね、町長、町長今後のやり方はどこが違うんですか。これたぶん国もこれ見てわからないと思います、この回答では。

議長（小林一則君） 辻村町長。

町長（辻村修一君） 今後の考え方ということで当然法律に定められております手続きを踏んでいく中で、それぞれのいま申し上げた関係する段階の皆さん方の意見を聞く機会、そして反映できる意見については計画に反映できるように検討をしていくという考え方でありまして、反映できるというのはどういうことかと、それはやはり町全体を眺めていくということが大事だと思うんですよ。

町のやはり農地を守る、そしてしかしその一方で住宅地、定住化も進めていかなければ町として衰退をしていく。あるいはいろんなショッピングあるいは商業施設もいるというふうなことになるわけでありまして、あるいは公共施設もいるということになるわけでありまして、町としてどんどん人口が発展をしていくというふうな予想の町でありますから、そうした全体のバランスを考えた中で町として判断をしていくという考えが、いろんなそんな中で反映できる意見については、計画に反映できるようにしていくというように表現をしておるわけでございます。

議長（小林一則君） 辻村町長。

町長（辻村修一君） 今までの私は3人目の一般質問をさせてもらっておりますが、同じような回答であります。意味、方策、夢、けじめ、こういうものがない回答であるし、考え方だとこのように判断をさせていただきます。この問題が昨年から起きて1年9カ月たったわけであります。この町長、課題に対し問題をずっと継続しているんな作文もつくってもらいました。もし反省点があるんであればお聞きをしたいと思います。

議長（小林一則君） 辻村町長。

町長（辻村修一君） 総合的な町全体の土地利用というふうなものをどうしていくのか、町の活力をやっばし付けていくことが非常に大事でありまして、農地、住宅地のバランスというふうなものがやっぱり保っていくということが大事であります。そして今までの中では当然いろんな現象がありました。町内でも議員さん他の皆さん方もご承知のような、各地内においてもだいたい年間5、6件、1年に5、6件あるいは5反ないし1ヘクタールの除外があったわけですが、そういった実態もやっぱり踏まえてですね、そしてこれが絶対に虫食いがあると、現状は虫食いのところもございます、ぽこんと田んぼの真ん中に。そういうふうな形になってはいかんわけであります。こういうことをやっばしどう守っていくかというふうなことを、これからやっばし真剣に考えてかなあきませんし、もう一つはやっばしそういうことを厳格化していくというふうなことが、今回の農地法改正なんです。12月に施行がされるということになっておりますから、更にこの農業委員会の農業委員の皆さん方におかれまして、このことも十分ご理解をいただきながら玉城町の発展、玉城町の優良農地を守っていくことがやっぱり力を入れていきたい、私も思っております次第です。

議長（小林一則君） 奥川直人君。

10番（奥川直人君） 意見、方策、夢、けじめ、またそういう答弁です。こんなもん昔からずっときているんですから、今までの反省がずっと積み重ねられていると私は思うんです。それでですね、今から考えないかん、今からやってかなあかん。こういう話ではね、一步も私は前へ進まないと思います。あまり大きな反省がないということでもありますんで、私は反省があって進歩するんで、世の中の変わっていくように、またやっていくというふうな町長の答弁ですんで、次、農家分家住宅これが非常に大事なんです。農振及び農業委員会においてやむなくもう転用が許可されたというふうに私は伺っています。農業委員会の承諾、条件付き賛成の条件を町が聞かないままに、もう既に県に農業委員会としてはオッケーだという転用許可を出してあるそうではありますが、役場はこの建てられる住宅を、今度あそこへ住宅ができる

予定なんです。それが、農家分家住宅と限定し許可をしたと、みんなが心配しているのは、本当に農家分家住宅で農家の次男、三男が住む農家分家住宅なんだろうかとということでもあります。

そして役場の回答にもこうあるんです。農業経営者の分家住宅の提供に期待ができる。玉城町の優良農地これは町内の農家の分家が住む住宅にしますよと、こういう形になっています。玉城町の農家の方が住む分家住宅、これはこの玉城町の農地を守るために、1筆にまとめましたと。現状は虫食いでどこどこさんの隣に分家住宅が建つとか、虫食い状態になっておるとこをですね、玉城町としては一括してそこへ住んでいただく分家住宅にするということで、県に聞いたらこれはすばらしいことやと、先進的なことだと。県はこうおっしゃっています。でもそんなこと本当にできるのという心配をしていますけれども。

議長（小林一則君） 奥川議員、予定の時間が経過をいたしましてですな、申し合わせ事項を遵守していただいて終結を願いたいと思います。

10番（奥川直人君） 分家住宅だけ聞けませんかね。

分家住宅だけ回答いただいて、後、終結するというふうにします。非常に重要なんです。

議長（小林一則君） 町長 辻村町長。

町長（辻村修一君） 農家の分家住宅の定義というのはありませんけれども、やはり私も前申し上げましたように農業に何らかの形で関わるというか、農業に何らかの形で関係あるというふうなことを言ったことがございますけれども、農家に生まれた人が必ずしも農業に従事するというのも現状としてはないわけでありまして。そこに兄弟の方や後継者の方がいればですね、農家に生まれてもやはり営農をしないという現実が玉城町の中でもあるわけでありまして、そうしたらその人らの住宅はどうやと、農家の兄弟やけども農業に従事せんけども、その人らの住宅どこへ求めんの。やはり大きな意味では玉城町の全体の農業町としての全体のやっぱし農業を守っていくということにも、私は大きな意味で理解ができるのではないかと、こんなふうに思っておる次第でございます。そういう考え方も持っておりますので、よろしくお願ひします。

議長（小林一則君） 奥川直人君。

10番（奥川直人君） 議長、申し訳ございません。時間が少し延びまして話を最後にまとめさせていただきます。私は今回の農振除外の円満解決の道としての方策があると、このように思っています。それは農振除外し農地転用許可もですね、農業委員会で正式了承を得ずですね、先ほど申しましたけれども、県の農業委員会にかけられ認可をされたわけでありまして。地権者及び代

理人の方に私は言いたい。玉城町有田地区の住民の方であるわけですから、その方は。そして辻村町行政を支援されていると思います。今回、歴史に残る負の辻村行政の遺産とならないように、今回このように混乱を招いた状況、そして町長の立場また玉城町の農業振興や住民の意見等を、尊重いただいて、この土地を従来の農地で維持していただければ、ありがたい話であります。

そして玉城町として今後の農政を見直す良い一つの事例となるように、是非ですね、その辺の地主及び代理人の方は寛大な判断をいただくように期待をしております。そして分家住宅につきましては、他にはこういうルールが各市町でつくられておりますので、玉城町としても町長おっしゃいましたけれども、そういうルールを是非つくっていただきたいと、このように思って私の一般質問とします。

議長（小林一則君） 産業振興課長 田間宏紀君。

産業振興課長（田間宏紀君） ただいま奥川議員のご発言の中で、まず1点目、県の同意が得てないというふうな、県も反対しておるといふふうなお話でしたが、こちらにつきましては農振の申請につきましては、昨年20年10月15日で文書を持って三重県より異議なしの回答を得ておるところでございます。また先ほど農振、農転の農業委員会の正式な了承を得てないというふうな発言もございました。こちらにつきましても農地転用につきまして、農業委員会のほうで7月16日に転用の許可の審議を行ったところでありますので、申し述べさせていただきます。

議長（小林一則君） 以上で、10番 奥川直人議員の質問は終わりました。

せっかく4項いただきながら1項目で終了したというのは、かつて今まであんまりなかったような質問の形態になっていったということなんですけれども、これは皆さん今後の課題として、いろいろお考えをいただきたいと思うんですけれども、次に進めさせていただきますと思います。

---

議長（小林一則君） 11番 野口繁君の質問を許します。

11番（野口 繁君） 失礼いたします。前段の議員さんなかなか熱心でございまして、3項あたりか質問できなかった状態でございます。私、今回3項目の質問をさせていただきます。新田町地区農道整備について。2番目に大仏山地域の整備について。3番、西尾市の農地の面的集積につきましての3項目をお願いするわけでございますけれども、このまず第1に新田町地区の農道整備の測量に国調で実施し、約3億円の費用がかかると説明を聞いたが、これはただいま奥川議員が質問をされておる中で、地籍調査は三重県でどんな進行状態になっておるのかというようなことが質問がされておるわけでございますけれども、3億円というと町内全域の測量ができる金額になる

んじゃなかろうと思うんですが、今回新田町地区の測量面積はどれほどになるのかをご質問させていただきます。

議長（小林一則君） 11番 野口繁君の質問に対して答弁を許します。

町長 辻村修一君。

町長（辻村修一君） 新田町地区のこの地籍調査についてのご質問でございます。3億円の数値についてどういうことかということでもありますけれども、この測量費用は以前の妙法寺、新田町の区画整理事業の際の測量、つまり換地、登記等の総額を申し上げた数字でございます。今の段階でこの地域のエリア、約22ヘクタールでございますけれども、これを地籍調査しようということになりますと、予定といたしまして約2千万ないし3千万の費用がかかるのではないかなと、こういうふうに試算をしておりますのでございます。以上です。

議長（小林一則君） 野口繁君。

11番（野口 繁君） 一回前回の議事録等を我々に説明を受けましたが、国調で約3億円という数字を聞いたわけでございます。この町長22ですかいな、今回新田町地区の該当地域はですね、25.4と違いますか。妙法寺が抜けますと22やったかと思うんですけども、この県のヘクタールの1ヘクタールあたりの平均単価が30万から50万という設定がされておられるわけだと思うんですが、やはりそうなりますと、その新田町地区だけでも、約2千万ぐらいでは十分すむと、全部の総計ですね、ということになると思うんですが、いかにも大きな数字でございますので、奥川議員が県内の地籍調査によります進捗状況が計算して、玉城町はどんなことになったかということで、3億やともう全体的でもまだ余ると違うんですか。そう思いますけれども、それで前回の平成11年10月20日におきました新田町、妙法寺地内の土地区画整理事業の議事の説明によりますと、現状の面積では37ヘクタールということで施行の予定地が25.4ヘクタールという数字が過去に出とるわけでございます。妙法寺の地区を省きましても大体22、3か25ヘクタールというように判断すると、ただいま町長が言われました、県の最高の40万円をとりましても、1千万円でできるような数字と思うんですが、いかがでございますでしょうか。

議長（小林一則君） 辻村町長。

町長（辻村修一君） 先ほども説明申し上げましたように、以前の妙法寺、新田町の区画整理事業の中での費用を3億円というふうな形で見積もっておるということで説明を申し上げたとおりでございます。ここでは先ほど申し上げましたように、2千万ないし3千万とこういうことでありますし、まだこのことにつきましてはこれから、県に対して22年度の予算要望という

のがやっぱり協議していくという段階でございますから、その今の数字が高いとか安いとか、これから幾らになるかとか、そんなまだ詰まっております。これからのことですので、一つご理解をいただきたいと思います。

議長（小林一則君） 野口繁君。

11番（野口 繁君） 来年度の予算にいま計上して県へ向いて要求されると思うんでございますけども、どういうふうなことを22年度に予測して予算要求されるのか、全部初めから終わりまで予算要求していくのか、また人夫賃とか境界の立ち会い、部分的な数字をあげてやっていく数字なんか、また再測量で総トータルでやっていくのか、その点につきましてお聞かせ願いたいと思います。

議長（小林一則君） 建設課長 森島千里君。

建設課長（森島千里君） ただいまのご質問ですけれども、平成22年から28年を目標、計画をいたしております。先ほどおっしゃいました地籍測量の費用これは1ヘクタールあたり30万から40万で、町長ちょっと説明をいたしたところは区画整理の皆さんから要望と、議会のほうから陳情があった部分、区からの部分、その面積が22ヘクタールであって、新田町全域を区域ととりあえず事業計画をいたしております。地形の関係もありますし、筆数もあることによって2千万から3千万程度の予算という形になります。22年度に関してはその準備段階として約800万程度というような形でまず予算要望を現在いたしておるところでございます。以上です。

議長（小林一則君） 野口繁君。

11番（野口 繁君） 町長あなたは3億円と言われましたけれども、新田町妙法寺地区へ向いて投資した金額は8千万ではなかったかと思うんですよ。国調で私たちは3億円かかるということで驚いたわけございまして、勘違いなされておるんじゃないかなと思うんで、それだけ指摘させてもらいます。それはそれで結構でございます。この今回ですね、地元の農道整備について希望の路線が提示されておるわけでございますけれども、ただの農道としてほしい6メートルか4メートルか知りませんが、筋をつけてできるだけ低い高さで路面とほ場からですね、普通の場合農道でございましたら30センチぐらいの高さですずっとやっておって、排水なんか全然考えずに、そのほ場へ向いてみな流しておるのがこれまでの道路構造でございますけれども、そうなりますと一定の勾配でもとりますと一番上のほうでは相当な高さになってくると、また下では相当な面積を換算しなければならないと思いますが、基本的な考え方等はまだ考えておらんと思いますが、先へ言うてあかんでございますけども、基本的な考え方としてどういうふうに町当局、担当者は持っておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（小林一則君） 建設課長 森島千里君

建設課長（森島千里君）計画でございますけれども、今から計画をいたすものでありまして、一般的には考えます農道という形ですけれども道路としては4メートルから6メートル程度のものを考えていく。また排水関係については現状に合わせたような形の中で外城田川の水系へもっていくか、古川水系へもっていくか、これから測量等をいたして検討いたしていくということでございます。以上です。

議長（小林一則君） 野口繁君。

11番（野口 繁君） 町長、この古川ですね、一応県営事業で今伊勢市と玉城とやはり県として改良区へむいて移管して、それから市町へ向いてのことがございますんでこれ相当な時間がかかると思うんでございますけれども、その点につきまして町は県のほうが早い機会に手続きをいたしましたならば、この改良区から受ける意思があるのかどうかを確認させてもらいたいと思います。

議長（小林一則君） 辻村町長。

町長（辻村修一君） まだ今の段階で受けるとか受けやんとか、そういうお答えは申しかねます。十分その時点になりましたら、検討はさせていただきたいと思っております。

議長（小林一則君） 野口繁君。

11番（野口 繁君） ここにあります。特に前回の都市計画のこの区画整理事業の計画の中で、上地の方が排水につきまして30分以上もこれに掛かったわけでございますので、やはりこれは古川へ流すことになりましたら早期に解決しなければならぬ問題がありますので、それだけお聞きしておいてもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。できるだけ早くまわりたいと思いますので、それでですね、次に移ります。

大仏山の地域の整備についてでございますけれども、この問題につきましては、19年5月3日の新聞におきまして膠着状態を打開しようとして平成9年と県と3市町公社でつくる事業レベルの大仏山地域連絡協議会が発足し、18年度までに計13回を開かれたという記事がありました。そして平成19年2月19日に初めて3市町の首長が会合、工業団地として活用を改めて県へ求めることを確認した。この問題について関係市町は一致団結をするのが初めという記事があるわけでございますけれども、今回またこの中日新聞さんによりますと、この記事によりますと、県や3市町が公園化など現実的な着地点を探りはじめたと報道があった。大仏山地域土地利用検討協議会を設置し本年度中に方向を出したいと新聞記事がありますが、本町は今年度もわずかでございますけれども、どのようにして取り組むのか、主張はどのよう

になるのか、一つお聞かせ願いたいと思います。

議長（小林一則君） 辻村町長。

町長（辻村修一君） いま説明のあった通りでございます。全体で94ヘクタールの土地を昭和40年代から住宅供給公社があの大仏山で取得をして、そしてその内の42町歩につきましては公園やスポーツ施設として整備してきたと、こういうことでございます。そして30ヘクタールについては自然対策やアスレチックのできる地域としての計画がいまされておると、こういうことでございまして、現在は土地開発公社が所有をしているということでございます。残りの22ヘクタールをどうするのかと、こういうことでの土地利用の検討協議会が今年の3月に設置されました。関係者は副知事をチーフにいたしまして政策部の理事、そして伊勢、松阪の県民局長これが県のスタッフ、そして市町としていたしましては伊勢市、明和町、玉城町とこういうことで構成をしているわけございまして、いま議員ご説明のとおり本年度に土地利用の方向性を検討するというところでございます。まだ具体的なものはございません。

そして22年度には利用策を検討していこうと、そして23年度には具体的な土地利用にかかる調査をしていこうと、こういうスケジュールを組んでおる次第でございます。玉城町は22町歩のうちにどれだけ関わっておるのかということでございますけれども、0.25ヘクタールつまり2反5畝なんです。割合で1.2パーセント、こういうことでございますので、わずかですけれどもやっぱり構成の組織として加入しておりまして、伊勢、明和とともに土地利用をこれからも検討していくということでございまして、今のところ具体的なものはまだ出ておりません。以上です。

議長（小林一則君） 野口繁君。

11番（野口 繁君） この南水の基金が1億2千万、もう底をつきましてほんのわずかでございます。この計画の中ですね、住宅開発公社とこの問題も併せて考えてもらう必要があるかと思うんでございますけど、その点につきましてどういうお考えかお聞かせください。

議長（小林一則君） 辻村町長。

町長（辻村修一君） できるだけ今ご質問にもございましたけれども、水利用がある施設の建設を望みたい、こんなふうに思っています。それも要望してまいりたいと、できれば要望したいと思っています。

議長（小林一則君） 野口繁君。

11番（野口 繁君） 答弁、その問題につきましては南水の問題がございまして、ひとつその点につきましては力を入れて交渉していただくことをお願いいたしておきます。

時間延長をお願いしますんで、早く終わるんで、それで次ですね、3番目の西尾市の農地の面的集積についてでございますけれども、幸いいたしまして町長はですね、総務産業常任委員会の施策で西尾市の農地の面的集積についての視察をしていただきました。それでですね、町長その時にですね、どういふ感想をお持ちなのかをまずお聞かせ願いたいと思います。

議長（小林一則君）辻村町長。

町長（辻村修一君）総務産業常任委員会の皆さん方大変熱心にご視察をいただきましたんで、私も同行させていただきましたけれども、西尾市は名古屋近郊、名古屋から1時間程度の距離の地域と、つまり都市近郊型農業でございまして経営農地面積が1965ヘクタール、玉城町より若干約500ヘクタールほど多いということでございますけれども、水稻作付け可能面積が1270ヘクタールとこういう状況でございます。65パーセント水稻、季節花卉、季節野菜、果樹などの複合経営が多く、抹茶の原料となります香茶のお茶も提供いただきましたけれども、生産量は全国20パーセントを占める状況にあり植木や花卉の生産も盛んで、日本でも有数の園芸産地とこういうふうになっておるわけでございます。これらを総合的にみますと玉城町との農業環境条件等、相当の差があるというふうに感じた次第であります。また農地の面的集積、担い手農家の拡大の取り組みに関しては参考とはなりますものの、農協が集積組織となってモデル事業で推進しておるという状況でございました。視察で伺いました西尾市の三和地区は農用地が550町歩うち利用集積面積が210ヘクタール、割合として38パーセントでございまして、認定農業者が8戸とこういうことでございます。農地の保有合理化事業を通じて利用権設定を積極的に推進しておられて、地主から農地保有合理化法人である農協に貸し、農協が認定農業者に貸し付ける方式を推進しているということでありました。農協が中心に関係機関が一体となって取り組んでおられるという状況であります。玉城町におきましても担い手の育成、農地の集積を同時に推進していくことが重要だと、農協あるいは県の普及センター、町の関係機関の協力体制の強化を痛感をしたという次第でありました。以上です。

議長（小林一則君）野口繁君。

11番（野口 繁君）これいろいろと面的集積等の視察をさせてもらいますと、ほとんどが農協主体でございます。ここの西尾市の場合でも政府が面的集積の口を切った時点での取り組みで、現在に至っておるわけでございます、なかなかその農協が動かん限りはなかなか難しい、現在の伊勢市農協をみますと何にもこれ、申し訳ないんでございますけども力を入れてもらうことができたらへんかいなちゅうような感じがいたします。

先ほども小林議員のほうから担い手の問題につきまして質問があったわけ

でございますけれども、やはりこれは農協が中心になってもらいましてですね、町と農協でもですね、伊勢農協やなしに玉城農協と主体になってもらいまして、町とドッキングいたしまして何とか担い手の育成、これは時間の問題でございますのでどうしてもこれ取り組んでやって欲しい。できたら農協さんあたりに町の補助金等も伊勢農協やなしに、玉城農協へ向いて主任の職員をおいてそこへ向いて指導方々そういう支援事業も、町独自でやってもらうことはできるのかどうか、ひとつお尋ねをいたします。

議長（小林一則君） 辻村町長。

町長（辻村修一君） J A に対しましても町として話し合いを進めていきたい、こんなふうに思っています。

議長（小林一則君） 野口繁君。

11番（野口 繁君） これ町長、真剣にやってきたと思いますが、いつも町長は皆さんの質問でやりましょうやりましょうというようなことで、ようけのこれ何ちゅうんか抽象的ですね、こういう答えが出ておるわけでございますけれども、これ本当に時間の問題ですよ。町長。もう明日の日でもやって欲しいですよ。一回その日を一回確約を表明してください。

議長（小林一則君） 辻村町長。

町長（辻村修一君） これもいつも申し上げておりますように、やはりこういう玉城町の将来の農業振興の中では農地の集積、担い手の育成というのはもう重要課題ということは認識しておられるし、私もそのように思っていますから、たえずそうした全国的なモデルとなる方のお招きをして、農家の方にも研修会を一昨年開かせていただいたりですね、いろんな取り組みもしておるわけでありまして、そして直接 J A の組合長にも面談を申し入れて、そうしたこれからのやっぱし取り組みが重要だというふうなことも申し入れをしておりますので、その動きが動きつつあるというふうに伺っております。是非皆さん方も、いろんなこのことにつきましてもご協力なりいい方法があれば是非聞かせていただきたいなと、こんなふうに思っています。ご協力をいただきたいと思います。

議長（小林一則君） 野口繁君。

11番（野口 繁君） 町長、産業建設委員会やったか、名称がありますけれども、反省会をやったわけでございますよ。約1時間延々と現在の米価はどういうふうになっておるのかということまでやって、深刻な状態ということもまた感じたわけでございます、何とかして農協へむいてお願いしようやないかという意見もあったわけでありまして。町長、農業政策について今回の提案説明の中でですね、宮川第2期事業に関連する事業を推進してまいりました。ただそれだけしかないですよ、これ田川県政の時代から藤田町会議

員が主にになって有田地区へ向いて用水路を設置しようやないかということ  
で、現在もう何十年前からの問題が現在進行中でございます、もう少し農  
業問題、基幹農業産業でございますので、真剣に取り組んでもらいたいと私  
は思うんでございますので、もう時間も押してございますので、できるだけ  
この問題につきましては真剣に取り組んでもらうことを願ひまして、質問を  
終わらせてもらいます。また次の機会にお願いいたす問題がございますので、  
よろしくお願ひします。ありがとうございました。

議長（小林一則君） 以上で11番 野口繁君の質問は終わりました。

---

議長（小林一則君） 昼食のため1時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 0時05分

---

再開 午後 1時10分

---

議長（小林一則君）再開致します。休憩前に続きまして一般質問を行います。

次に、3番 山本静一君の質問を許します。

3番（山本静一君） 通告書にしたがいまして質問させていただきます。19  
年度の決算を見ておりますと、たくさんの負担金が支払われ総額だいたい2  
億9千、約3億ございます。この中にも明確にわかる伊勢広域環境組合とか  
菊狭間施設組合等が見受けられますが、中にはなかなかそういう支払い内容、  
判断しがたいものも見受けられると思います。これらの負担金はそれぞれ支  
払い先により支払い根拠も違うと思います。またその玉城町予算の編成及び  
執行に関する規則第20の3項で交付金、補助金、負担金は流用できないと  
いう制限になっておりますので、そういう負担金支払金のどういうふうな支  
払根拠をご説明願ひたいと思います。

それともう一つは2つ目でこれらの支出先の支出内容の見直しが、私は必要  
でないかと思ひます。その2点目でございます。

議長（小林一則君） 3番 山本静一君の質問に対し答弁を許します。

町長 辻村修一君。

町長（辻村修一君） 山本議員のご質問に対してお答えを申し上げます。質  
問の事項といたしましては負担金と交付金についてということで、交付金、  
負担金の支出の根拠そして支出の見直しをしておるのかどうかと、こうい  
うことのお尋ねでございます。

交付金につきましては基本的に国や地方公共団体が法令に基づいて他の団  
体に交付する財政援助のための資金ということでございます。また負担金は  
国または地方公共団体が特定の事業を行う場合にその経費にあてるために、

その事業に特に関係のあるものから徴収をする金銭ということでございます。したがって交付金は法令等の根拠に基づいて支出をするものでございます。また負担金は特定の事業を実施するにあたりまして、その関係者の中で合意形成がなされまして、そして幾らの負担金をいただくかというふうなことの負担金の額が決定をされると、こういうものでございます。

支出の見直しにつきましては、当然のことながらそれぞれ関係をいたします市町、団体などで見直しをしながらですね、そして最小の費用で最大の効果が発揮されるように、常に見直しをしておるという状況でございます。以上でございます。

議長（小林一則君） 山本静一君。

3番（山本静一君） 町長の答弁をいただきまして、負担金は国地方が特定事業を行う場合に支払うということで、この答弁をいただきましたけども、地方公共団体ですか、そういうふうに国の事業とか、地方の事業はわかるんですけども、近隣市町村でお互いにそういうふうな合意のもとに、何々連絡協議会とございますけども、これはなんか支出状況をみておりますと、何か会費的な要素があると思うんですけども、これはどういう根拠で。

議長（小林一則君） 辻村町長。

町長（辻村修一君） 山本議員のご質問の近隣の市町で、組織がなってそれぞれ会費的などいいますか、支出がなされておることの見直し等でございますけれども、それにつきましては当然その構成するただいまもお答え申し上げましたように、構成する自治体ごとの中でその組織の中に参画をしておる自治体としての当然事業内容の見直し、そして決算報告等々の中で次の年度はどうしていこうと、増やしていくか減らしていくかとか、あるいは事業内容をどう見直していくかと。そのことに対してそれじゃどんだけの費用がかかるかということのそれぞれの参画しておる市町、お互いの協議の中で決定をしておるということでございます。

議長（小林一則君） 山本静一君。

3番（山本静一君） 町長答弁で見直しの方へ踏み込んでいただきましたけども、これらの市町村関係のそういう連絡協議会等を見てまいりますと、古くから設置されて既に当初の目的を達している、見直しが必要でないかというのも多々僕は見受けられると思うんですわ。例えばその公民館連絡協議会というのは県もございますけども、度会公民館連絡協議会もございます。この県の公民館連絡協議会は昭和24年に設立され、当初の目的は公民館施設設備の充実、専任職員の増員、待遇改善というこういう目的で当初設立されております。現在また5つの目標がございますけども、それは全国大会の参加、東海大会の参加、県大会の開催ということでございます。そして度会地

区連絡協議会の決算の支出を見てまいりますと、８９パーセントが県の連絡協議会の負担ということになっておりまして、度会公民館連絡協議会の本来の活動が目ぼしいものが見当たらないということで、設立当初からもう長く経っておりますし、本来これらは当初の目的を既に達しておりますので、私は不要でないかと思うんですけれども、その点はどうか。

議長（小林一則君） 教育長 山口典郎君。

教育長（山口典郎君） 議員ご質問の度会郡公民館連絡協議会及び県の三重県公民館連絡協議会ですけれども、それぞれ公民館活動で社会教育主事さんを中心とした研修会をやっていただいております、そのいわゆる研修会等に参加する費用、それからその企画する費用という形での県のほうへ昨年度ですか、２万４千９００円、度会郡のほうへ２万６千９００円の支出をさせていただいております。以上です。

議長（小林一則君） 山本静一君。

３番（山本静一君） 研修とおっしゃいますけれども、どういう研修内容かわかりませんが、公民館の利用といいますのは町民の要望等を含めて創意工夫で運営できると思うんですわ。それが一番ベターな方法だと思います。だからどういう研修かわかりませんが、もうこれは当初の目的は既に達しているの一回見直しが必要ではないかと私は思っております。

議長（小林一則君） 山口教育長。

教育長（山口典郎君） 公民館活動については少し初め当初は非常に広がりがあったんですけれども、最近確かに停滞もしております。ただ新しいものが最近たくさん入ってきておる中で、講師等の紹介等もしていただいております、公民館活動も新しいものを積極的に取り入れていくということで情報提供をしていただいております。以上です。

議長（小林一則君） 山本静一君。

３番（山本静一君） 教育長のご答弁ですけれども、その度会のその支出が８９パーセントも県への負担というのはどうも私も合点いきませんし、今後見直しが必要でないかと私は思っています。

それからますますこれから新しい時代に則した負担金のそういう需要も見込まれます。しかしこういう古いやつをいつまでも置いておきますと、組織の拡大があって新しい負担にあわせて、ますますそういうふうな財政負担が増えるのではないかと思いますので、やはり一応見直しを古いやつ、本当に必要かどうか精査をする必要があると思うんですけれども、その点町長如何ですか。

議長（小林一則君） 辻村町長。

町長（辻村修一君） これはですね、こういうその支出は不要不急のものな

のか、あるいはその目的が達成されたのかどうかというふうなことをサンセット方式とかいっているいろんな考え方も持ちながら、たえず見直していくということはこれは必要なことでございますし、町としてもこれも率先して行財政改革の取り組みをしまいいりましたし、いろんな集中改革のプランをもとに見直しをしてきておるといってございまして。具体的にはそれぞれの各予算編成の段階で、聞き取りをしながらそしてそれぞれの支出が妥当なのかどうかというふうなことも全て決算に基づくあるいはまた予算編成の段階でチェックをしながら、そしてこれからの新しいその取り組みというふうなものも、たえずその段階で協議をしながら見直しをしていくという考え方でありますので、これからもそのことに取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い致します。

議長（小林一則君） 山本静一君。

3番（山本静一君） この負担金の内容を見てまいりますと、金額は少ないものもございまして。だいたいこれらはそういう負担金の額、負担金ですね町政に大きく影響しないと、関心も薄くなりがちだと思っております。だいたいこう見ておられますと状況で会費的に払っておると、来たやつをこのまま払っておるといって感じもございまして、国県はともかくといたしまして近隣市町村とのそういうふうな各負担金はお互いに協議連絡して精査して、必要な方向で不必要ならばそういうふうな廃止とか、そういう方向で進んでいただきたいと思っております。そういうこと財政厳しいおり、多少でもそういうふうな経費削減が必要と思っておりますので、是非ともそういう見直しの方向で進んでいただきたいと思っております。以上で終わります。

議長（小林一則君） 以上で、3番 山本静一君の質問は終わりました。

---

議長（小林一則君） 次に、5番 鈴木加奈子さんの質問を許します。

5番 鈴木加奈子さん。

5番（鈴木加奈子さん） ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告にしたがいまして一般質問をさせていただきます。

特に今回の場合には非常に具体的なまた派遣切りであるとか、倒産だとかそういったことの中で大変住民の皆さんが苦しんでおられる時でございます。それだけに出来る限り制度の活用をしやすいようにし、活用を進めていくようにという願いを込めまして質問をさせて頂いております。それに先だちまして、先に選挙がございまして大きく民主党さんが勝利を致しました。国民の多くの方たちがやはり小泉政権以後、年間2200億円という福祉費の削減が毎年毎年行われたというそんな中で後期高齢者医療制度なんか作られたりとか、介護保険制度が悪化しましたりとか、いろんな問題がございまして

て国民的な力によって大きく立ちはだかっていた壁が一つ崩すことができたこのような感を持っております。今後は町民の皆さんとともにこれまで取り組んできました後期高齢者医療制度の廃止等、取り組み、また障害者の自立を妨げる自立支援法、これを廃止するという方向に、またいい方向にいろいろな制度についても、前向きに取り組んでいくために力に尽くしてまいりたいと思います。

では最初に小規模工事登録の状況について、そして2番目には就学援助の制度を活用しやすくする方策について、3番目には国民健康保険の被保険者、病院で一部負担をいたします、お人によって1割であったり3割であったりいたしますが、その負担についての軽減が国民健康保険法の44条に定められています。この実施につきましてお伺いします。4番目にはいま新型のインフルエンザの予防接種そういったことが準備されているのかということが不安になったり、報道の中で不安になったりいたしますが、それと合わせましてやはり季節性のインフルエンザもこれから加わってまいりますでしょうし、またヒブワクチンの問題についてもお伺いをしたいと思いますので、よろしくお願い致します。

では最初に小規模工事登録につきまして、今年ようやくですね、今年の4月からこの制度は動き出していただきまして、広報でもお知らせをいただきました。広報の5月号だったでしょうか、自治体が地元の中小的業者に対して仕事を作るということで、少しでも中小業者の方に仕事を回していくという、そういうことのためにお願いをしてきたものでございましたが、この動きましてまだ何カ月にもなっておりませんけれども、この状況はどんな事態になっておりますか、効果はどのような状態でしょうか。また当然のことながら町内の業者さんには全てにお知らせをしていただいていると思っておりますけれども、多くの人たちがこの内容を知っていただき取り組んでいただくためには、やはり仕事づくりというものも必要になってくると思います。限度額が130万円程度であったかと思しますので、そうしますと一挙に例えば町営住宅の畳替えなどをやってしまうと、この金額を超えてしまうということから、分割をして年次的に入れ替えをすると、そういった心配りも必要ではないかと、このように思います。どのように取り組んでおられますかご努力のほどをお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（小林一則君） 5番 鈴木加奈子さんの質問に対し答弁を許します。

町長 辻村修一君。

町長（辻村修一君） まず第1番目の鈴木議員からご質問のございました小規模工事等の契約の状況ということのご質問でございます。前段でもご質問もいただきましたけれども、大変厳しい経済状況でございます。やはり町の

発注をさせていただきます事業は努めて町内の皆さん方に関わっていただくというふうなことが重要だというふうに思っておるわけでございまして、今回のこのご質問の件におきましては、今年の5月号で募集させていただきます、現在14の業者の方が登録をいただいております。業種といたしましては建築、電気、建具、その他の業種とこういうことでございます。

そして現在までに10件の工事業務を発注を済んでおるところでございます。今後におきましても小規模工事や修繕工事等を中心にいたしまして、この制度を活用し町内業者の方の受注機会の拡大を図っていきたく、こんなふうに考えておる次第であります。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議長（小林一則君） 鈴木加奈子さん。

5番（鈴木加奈子さん） よく聞きますことには分離、分割をして仕事を頼むと経費が高いついてしまうんやというようなことを言われることもあるんですけども、町長さんこの小規模工事の発注の場合は、随意契約だと思っておりますので、そうしますとどうしても上限額が決まっているんだろうと思います。そんな中でやはり分離分割をして町内の業者さんの仕事を作るとい、こういう努力はしなければ仕事は回っていかないと思っておりますけれども、この点につきましてはいかがでございますが。

町内の業者さんに仕事を回して、そのことによってその業者さんが息をつないでいっていただく、もしかの災害の時にはそうした業者さんも含めてですね、相当なお世話をいただかんらんとということでもございますし、何よりもその業者さんの元で働く人、家族だけでやられているかもわかりませんけれども、そうした方々の生活の保証ということでもございますので、仕事をつくるということについてお伺いをしたいと思っております。

議長（小林一則君） 辻村町長。

町長（辻村修一君） この小規模工事というのは、金額といたしまして130万円未満の工事と、こういうことでございます。やはり工事の内容を先ほど申し上げましたようにいろんな業種に分かれておりますし、それぞれ専門の事業を生業として取り組んでおられるということでもありますから、これはやはりきちっとした小規模のこちらが発注する修繕工事、あるいはどういう業種なのかというふうなことを、明確にいたしまして契約をしていただくというふうなこと以外はございませんので、その点をご理解をいただきたいと思います。

議長（小林一則君） 鈴木加奈子さん。

5番（鈴木加奈子さん） そのところはわかっておりまして伺っております。仕事づくりをするためにどのような努力をするかということ伺ったん

ですけれども、どうも総務課長の方がこのことには答えをしたいように見受けられます。議長、町長さんへ向けて発信をされているみたいですが、私が伺ってますは仕事づくりの努力ですね、そこをどのようになさいますか伺いましたのでよろしくをお願いします。どうぞお答えください。

議長（小林一則君） 総務課長 中郷徹君。

総務課長（中郷 徹君） 工事等を発注いたします際に、効率よい工事を進める、効率よく工事を進める、これは工期の面でもそうでございますし、請負金額の面でも同じことが言えるわけでございますが、効率よくこれを進めるということを考えますと、1件の工事につきまして小規模事業者の方々に受注をしていただくために、これを分割をするという行為が適当なのかどうかというふうなことで考えておりまして、そのことにつきまして以前に分割発注は難しいものがある、こういったことでお答えをいたしておるところでございます。合理的理由がございまして、分割をしなければならない場合というのも出てまいります。こういった場合には関連した一連のものでありましても、場合によりましては分割発注というふうなことも出てまいります、そのようなことで考えておるところでございます。なおまた先ほど町長からお答えを申し上げております、この実績といたしまして10件の発注をいたしておるところでございますが、このことにつきましては私どもから見積依頼を申し上げました件数、これと必ずしも合致をいたしておらんということでございまして、見積り合わせをいたしました結果、他の事業者の方々に請負をいただいております、こういったことも他にあるといったこととお含みをいただきたいと思います。

議長（小林一則君） 鈴木加奈子さん。

5番（鈴木加奈子さん） こういうご時世でございますので、この制度をつくりました目的をしっかりと認識をいただきまして、有効に町内の業者さんに仕事がまわっていくように、勿論無駄遣いをせえと言っているのではありませんけれども、営業を支える、これは大事なことでございます。どこかで大変な金額を入れ込みましたよね、そんな金額を投入して何億円も投入してと、こんなことを言っているのではないんですから、お願いをしたいと思えます。バランスというものが大変大事と思っております。

2番目に就学援助についての制度を、これを活用しやすいようにお知らせをしていただくということなど、大変大事だと思っております。特にこの不況のおりからですね、今年3月11日文科省からの通知もまいっております。それを踏まえた上で質問をいたしておりますので、よろしくお願ひしたいとも思えます。玉城町の就学援助についてのこれは小学校あるいは中学校に入学の前、1月の終わり頃か2月の初めころにお渡しをしているんだと思って

おりますけれども、該当する子というのについてですね、生活保護法に基づく保護の停止または廃止になった家庭とか、生活保護家庭に準ずる程度生活に困っている家庭、国民健康保険料の減免または徴収猶予の家庭、児童扶養手当の支給を受けている家庭、その他職業が不安定などの理由で学校納付金の減免を受けているなど、生活状況が不安定な家庭というふうに書かれているんですね。これですと、これだったらまあ就学援助じゃなくって、生活保護の申請にいくかなと思うような、そういう表現の仕方になっているわけでございます。けれども実際に通常はですね、生活保護の支給金額の約1.5倍、これが普通同程度と言われているもので、これは社会通念の考え方でございますけれども、玉城町もそういう考え方で行っていると思います。

教育委員会には既に松阪市と八尾市の教育委員会が出されたものを参考資料としてお渡しているんですけれども、例えば2人家庭であつたら所得額で約190万円、給与所得の場合やつたら297万円、4人家族やつたら所得で280万円、給与所得の方やつたら417万円、この程度の方であれば就学援助を受ける目安となるという、この目安が示されています。以前からはこういった分かり易いやり方でお知らせいただきたいと、このように申し上げてまいりました。因みにこの松阪市の場合は2級地でございますし、玉城町は3級地でございますので、金額は変わってまいりますが、大きくは違わないだろうと思うんですけれども、こういった目安を示すことで申請しやすくなるのではないかと、このように思いますので、今後ですね、この制度のお知らせ、これを分かり易くしていただくお考えについての聞かせをいただきたいと思います。

議長（小林一則君） 加藤教育委員長。

教育委員長（加藤禎一君）鈴木議員のご質問にお答えします。就学援助支援制度は経済的な理由で小中学校への就学が困難な家庭に学用品費、給食費、修学旅行費、新入学用品費等を給付する制度であります。玉城町教育委員会ではこの制度の趣旨を十分応えられるよう趣旨徹底には特に力を入れてまいりました。昭和19年度までは毎年広報の3月号のお知らせ広場で就学援助支給制度のご紹介として、お知らせしてまいりました。

しかしこの制度をより有効に活用するためには、全ての該当者に確実に伝えることが必要と考え、平成20年度からは次のような方法をとっております。それは就学援助費支援制度のお知らせを、小中学校を通して保護者に直接配布するという方法です。具体的には小中学校の担任の先生から児童生徒の手を経て保護者に手渡されることとなります。また玉城町教育委員会ではこの制度を有効に活用するために、年度中途に認定が必要な児童が出た場合でも、随時申請書を受け付ける体制をとっております。申請書が受理されま

すと、次の定例教育委員会でその審査並びに承認を行っており、新たな該当者の把握に落ち度のないように努めております。この結果、平成20年度の場合当初は96名でしたけど、6月と11月の定例教育委員会で14名が追加承認されました。平成21年度の場合は当初86名でしたが、6月の定例教育委員会で7名が追加承認になっております。

このように教育委員会としては制度の周知徹底を図るとともに、十分な審議を行っておりますので、3月11日付け文部省通知には十分応えていると判断しております。なお就学援助費支援制度のお知らせに所得基準の参考例を記載するというご提案については、基準額が家族数や家族構成によってかなり異なるために、そのまま記載してもあまり参考にならない可能性があります。経済的な理由で就学が困難なご家庭については、教育委員会はいくらかでもご相談にのりますので、気軽に足を運んでご相談くださるようお願いいたします。金額を掲載するという点については、これは繰り返しのなるかもしれませんが、支給対象の認定というのは準要保護児童生徒認定基準によって行われます。具体的にはまず経済的な理由で就学が困難であるということを示す5つの項目のいずれかに該当することが必要です。それは先ほど鈴木議員がおっしゃった5項目であります。

次にこの条件に該当するとともに、世帯の合計所得金額が生活保護基準の1.5倍内であるという条件を満たすことが必要であります。しかし先ほどご説明しましたように、世帯の合計所得金額は家族数が同じであっても、家族構成によって大きく違ってきます。仮に参考例の所得基準を高い額にあわせて示しますと、その金額にて実際には認定にならない家庭までも援助が受けられると思って申請書を提出する例が増える可能性があります。これは必要以上に期待感を抱かせるという点で問題があります。一方参考例を低い額にあわせて示しますと、当然認定になるご家庭なのに自分のところは該当しないと考えて申請しない例が増える可能性があります。これは制度の活用上問題と思われる。このように所得基準が個々に違うために参考例はあまり参考例を記載するという事は、あまり参考にならないと思うわけです。先ほどもご説明したように申請書を受け付けるのは教育委員会なんですけど、教育委員会にご相談いただければ、正確な世帯の所得額も把握できますし、納得のいく説明も受けられます。所得額など個人情報に関するものがありますので、電話では説明できる範囲に限られてしまいますけれども、最も簡単でわかりやすい方法というのは、教育委員会に来て担当者とお話をさせていただくと、ご相談をさせていただくということであると思います。是非教育委員会に足を運んでご相談くださるようお願いいたします。

議長（小林一則君） 鈴木加奈子さん。

5番（鈴木加奈子さん） まことに丁寧にご説明をいただいたんですけども、不親切やなという感をぬぐいきれません。何故かと言いますとこれはあくまでも目安ということで、この松阪市の例の場合でも書いてあるわけでございますので、これで松阪市が混乱が起こっていないかどうかということを経前に教育長がそういうことを言われましたので、私は松阪市の教育委員会にお尋ねをさせていただきました。松阪市ではこういう姿でのお知らせ、それから以前はやはり玉城町のようなお知らせ版でございました。これを学校で子どもたちにお渡しをするという姿は同じなんですけれども、この内容が変わったわけですね、所得の基準の目安というものを記されたわけでございます。そうしたらうちはどういう多分これに当たると思うと、うち大変やでお願いしますということで、この所得基準をみて申請に来られるという方がとても増えましたと。言葉で見たのと声とは全然違うわけですので、目安というものがあることによって、申請にしにいく勇気がでるということでございます。

やはり子どもの貧困をできるだけ救うという面でも、大事なことであろうと思います。どれくらい増えましたかと伺いましたら、申請者は6割から7割程度増えましたというふうに言われました。これはやはり玉城町のやり方よりもこのやり方のほうが分かってもらい易いだなというふうに思ったところでございます。今後のそういった努力をしていただきますことを願います。それからですね、この就学援助制度の中には実は給食費や修学旅行やら入学準備金という学用品費、それ以外に医療費がございます。この医療費の関係ですけども、これは学校病と言われる病気の指定がございまして、その中にうたわれているものでございます。これはトラホームだとか結膜炎だとか、虫歯それからタムシとかというような、ああいう白癬の関係ですね、そういった種類の病気が入っております。そういう病気にかかりました時には、例えば歯医者さんにいく前にはですね、医療券というのを教育委員会からお出しをいただきまして、それを持って病院へ行くということになります。玉城町の場合はこの9月からは小学校3年生までは医療費無料でございますので、3年生以上の子ども。義務教育の方もだから4年生以上中学生はこれを活用するということになるんであるうと思っておりますけれども、このことについても是非お知らせをしていただきたいし、活用できるような方策をとっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

議長（小林一則君） 山口教育長。

教育長（山口典郎君） 先ほど鈴木議員さんからのご質問がありました件につきまして、まず先ほどの件につきましては、やはり自分、生活が困ってみると、そういうふうな中でやっぱり実際に教育委員会に来ていただいてお

話していただく、そしてその内容実情を加味しながら検討させていただくということがより丁寧な方法ではないかというふうに思っております。そういった点で申請される方は自己責任として、やはり教育委員会に来ていただきながらお話をさせていただくということも大事なことではないなというふうに思っております。

それから医療費につきましては、玉城町につきましては制度としては対象にはなっておりません。医療費につきましては各自治体ともいわゆる医療費についての検討はしておるわけですけれども、ただトラコーマとか結膜炎、最近いわゆる昔あった病気、学校でうつってくる病気ということの中で、学校病としていわゆる認定をしてきた経過がありますので、そういった点で自治体としてはそれぞれこのいわゆる医療費を支給することを、まだ検討の段階ではあったわけですけれども、各地方自治体とも実施はしておりません。特に先ほど鈴木議員さんから言われましたいわゆる小学校3年生までではありますけれども、医療費の無料化等の医療費補助制度のほうを活用いただければ、またありがたいなというふうにも思っておりますので、そちらのほうでの国あるいは県の広がりをもっていただければありがたいと思います。以上です。

議長（小林一則君） 鈴木加奈子さん。

5番（鈴木加奈子さん）玉城町は該当させていませんというのではなくて、虫歯また抜歯ということもあるかもわかりません。虫歯もあります。それから白癬関係の病気ですといろんな名称がそれぞれにつくわけでございますけれども、タムシと一般に言われたり水虫といわれたりするものも含まれております。結膜炎一つの病気だけではございませんので、それから三重県内でも実施しているところもありまして、医療券につきましても参考資料としてお渡しをしたと思っておりますけれども、もしそれがお渡ししていなかったとしたら、あれですか。それに致しましても玉城町ではこれは支給しませんというふうに言い切るということが、如何なものなのか。こういう時代ですから周知徹底すること等が通達においてもあります。ですから入学の時期だけでなく、やはりこの中間の時期におきましても対象となる義務教育の生徒さん達全員にお渡ししているんだと思いますけれども、その方たちに渡すのも自分とかが該当しないときは感じないものでございますが、お知らせがありましても、ですから出来る限り周知がされるように広報にも今後載せて頂きたいと両面でやってほしいとこのように思います。

次に国民健康保険の被保険者一部負担金の減免の制度についてでございますが、やはりこれも今年7月に厚生労働省から通知がまいっております。玉城町におきましては早くからこれは取り組んでいただきまして、平成何年で

したでしょうか、失礼いたします。広報にも載せていただきましてですね、ここ暫く広報が出ておりません。広報を私が見ましたのは2004年5月号の広報たまき、これにお医者さんに払いますところの一部負担金の免除及び減額についてということでお知らせいただいております。この度の通達でまいりますと、この内容よりもずいぶんと広がった内容になっておりまして、災害等だけでなく生活困窮者の方についてもこれを援助をしようということで、また国のほうにおきましても減額をしました分につきまして、国からの補助制度を設けるこういった話も出されてきておりますということで、是非ともこの一部負担の軽減措置、これを広報等で分かりやすくお知らせいただきたいと思っておりますので、その取り組み等についてお伺いをいたします。

議長（小林一則君） 辻村町長。

町長（辻村修一君） 今年の7月に厚労省の通達で生活に困窮する国民健康保険の被保険者に対する対応について、こういうふうな通達が出ておるわけでありまして、主に医療機関の未収金全般についての対応というふうな内容でございますけれども、国はこれに基づいて来年度、平成22年度を目途にいたしまして医療機関、保険者、行政機関の連携方策について新しい基準を策定すると、こういう予定でございます、町といたしましてもこの状況を見て対応をしたいというふうに考えておる次第でございます。以上です。

議長（小林一則君） 鈴木加奈子さん。

5番（鈴木加奈子さん） 国が出しておりますこの内容に至るまでもですね、もう既にございます国保法の44条に基づきまして、既に動いておりますところの玉城町で行っております一部負担金の免除及び減額、このお知らせを是非とも広報等をお願いしたいと思っておりますが、その点についてお伺いをいたします。

議長（小林一則君） 辻村町長。

町長（辻村修一君） 広報へ掲載をさせていただきたいと思っております。以上です。

議長（小林一則君） 鈴木加奈子さん。

5番（鈴木加奈子さん） 広報掲載はいつからですか。

議長（小林一則君） 辻村町長。

町長（辻村修一君） 広報掲載はいまからですと、来月、再来月ですね。締切りがございますからそういう状況ですね。

5番（鈴木加奈子さん） 11月ということですか、はい、分かりました。

議長（小林一則君） 鈴木加奈子さん。

5番（鈴木加奈子さん） 11月の広報でお知らせをいただきます時には、

この政府の通達をよくお読みいただきまして、これまでのような先ほど教育委員会にお尋ねをしたようなあれも本当に例文そのまま書いたような文章でございましたけれども、もっと住民に周知徹底するよとということ書かれております。周知徹底ということは町民の方がお分りになるよと方法でお知らせをするよとということだと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

では次に新型インフルエンザ及びヒブワクチン等についてのお伺ひをいたします。国ではいま医療機関に従事することがトップにあがりまして、そしていろいろな病氣を持っておられる方ですね、体力のない方ですね、そういった方とか妊婦さんであるとか、それから子どもであるとか、またその家族の方々というよと順序を決めて接種をするよとを決めているみたいでございますけれども、玉城町におきましては既に季節性インフルエンザにおきましてはですね、補助制度を持ってあります。いま新型インフルエンザということ言われてあります。この病氣の状況からいきまして、軽くすむ方もありますけれども大変重症になるよと、そういう報道もございまして、また何と云って病氣のなかったお元氣だった方が突然亡くなられたよと、そういう報道もされておまして恐ろしい思ひをするわけでございます。そういうことでは是非ともこの予防接種につきましては、補助制度を先んじて作っていただきたい、後追いになって国のほうで補助制度ができてきましたら、それを組み入れていったらいいわけでございますけれども、既に一般の季節性インフルエンザの場合には、65才以上の方につきましては自己負担千円、それからこの15才までの子どもさんにつきましては、500円の補助になってありますけれども、この補助率をもうちょっと上げていただきましてですね、本人の負担を大幅に軽減する、あるいは子どもにつきましては無料で受けられる、家庭の状況によつて命が守れないか守れるかというよとそういうことになってはいけないと思ひますので、その点でよろしくお願ひしたいと思ひます。

それからヒブワクチンにつきまして、インフルエンザのB型に対するワクチンですよとけれども、これはもうずいぶん以前に1998年にWHOが世界の全ての国々に対して乳幼児への無料接種を推奨し、世界で113カ国実施されているよと云っています。ところが日本が大変遅れておまして、自治体として実施をしているところもあります国が遅れているために、このB型菌によりますインフルエンザ、これはまた診断が難しく、罹つた場合の死亡率が高く髄膜炎等を起こし後遺症を残すよとということで、大変重症なことになる。これを防ぐのに大変重要なものだと伺っています。町長としては玉城町でどうするよとということ併せてですね、国に対しては早くこれを国の制度

に乗せてくれるように是非とも意見を玉城町の町長としてあげていただきたいと、このように思うわけでございます。よろしく願いいたします。ご答弁賜ります。

議長（小林一則君） 辻村町長。

町長（辻村修一君） まず新型インフルの接種でございますけれども、ご理解をいただいて子どもたちのインフルエンザの予防につきましては補助をさせていただいておる次第であります。この新しい、新しいと言いますか新型インフルにつきましても、現行のインフルと同じような形で額は今のところ上げることは考えられませんが、対象としたいというふうに考えさせていただいております。

それからもう1点のヒブワクチンの考え方でございます。専門的な部分、ご承知だと思いますけれども、細菌性髄膜炎というふうなことなどの重症感染症を予防するワクチンだということでございます。ヒブウイルスによる発症者は約60パーセントということですね。そして平成20年でこれは日本で412名ということの結果が出ておりますけれども、いま鈴木議員もおっしゃるようになりますね、厚労省への働き掛けしていこうとこういうことでございました。まずこれが一番重要なこと、あるいは厚労省として国としての方針をきちっと出してもらうということによって、各地方自治体がこれに対応できるとこういうことになるわけでございますので、また一度町長会等の中でも声を出していきたいなというふうに思っております。以上です。

議長（小林一則君） 鈴木加奈子さん。

5番（鈴木加奈子さん） 新型インフルエンザとこれまでの季節性インフルエンザと同じような措置をとっていきたいということでございましたが、町長もご認識のとおりずいぶんこの新型インフルエンザのワクチンの金額は高うございます。正確なところを私は知らないんですけれども、1回すると1万円ぐらいする8千円ですか、3千円から4千円。それは季節性だと思うんですね。ちょっとお答え願えますか。

議長（小林一則君） 生活福祉課長 林裕紀君。

生活福祉課長（林 裕紀君） ワクチンの接種でございますけれども、いわれらるとおり全額自己負担、任意の接種でございますから、国の負担はないということで、一つ問題があるというのはいま2回受けるとか、アメリカのほうでは1回でいいというような話が出てきて、今後厚労省のほうも接種1回で動いてくるんであるうでしょうけれども、今のところ2回接種で6千円から7千円ぐらいの費用がいるというふうには一応報道では言われております。ただ薬のほうにつきましては国が、製薬会社から企業から一括購入しますので、薬そのものの負担はないと。何というんですか手間賃というんですか、

技術料ですか、それが2回で6千円から7千円がいと。玉城町のインフルエンザの接種も1回につき500円というふうになっていますので、当然2回受けられた千円の補助をするという方向ではいま来ております。低所得者とかいろんな話が出てきましようが、現在の厚生労働大臣である栢添さんの9月4日の記者会見では低所得者層に無料化または減額措置をとりたいというふうなことは言われておりますので、当然こういうふうに新政権の方へは動くこととなりますので、もう少し動向を見ながら考えていきたいというふうには思っております。以上です。

議長（小林一則君） 鈴木加奈子さん。

5番（鈴木加奈子さん） そうしますとこれが今おっしゃられたのは、65才以上の高齢者の場合も同じ対応するということですね。そうしますと14才までの子どもは1回500円の補助でございますので、6千円から7千円に変わるということは5500円からあるいは6500円かかるということになるわけですね。それで65才以上の方については、これまでの季節性のインフルエンザは千円の自己負担であったわけでありますので、これも新型につきましても千円の自己負担ですという、そういうことで解釈してよるしいんですね。うなづいていらっしゃるので、そうだとこのように受け止めます。あまりにも補助の率が違う関係ですね、こうなっているところはよく分かるんですけども、やはり玉城町は子どもを大事にするという伝統的な町でもございますので、接種の際につきましてももう少し多く負担を補助をしてあげて、負担を軽減してあげるような方策を考えていただきたいと思えます。

ところでこのワクチンは、季節性ですと10月1日から始まるんだと思っておりますけれども、この新型インフルエンザについての接種はどのようになさるんですか。そしてまたかかった場合の治療薬としてタミフルというのが言われておりますけれども、これが割当制度みたいなことになっておって、どこだったかでは一つの市に対して150人分とか、180人分とかというふうなことを伺ったんですけども、玉城町にはどんな割当になっているんですか。この割当というのは玉城町内の病院あるいは診療所へむけて昨年の実績っていうても、どうやってこれ割り振りするんですかお伺いしたいと思えます。

議長（小林一則君） 生活福祉課長 林裕紀君。

生活福祉課長（林 裕紀君） タミフルですけれども、元々は海外で製造されて日本でも作られておるわけですけども、タミフルそのものはやはりインフルエンザにいったん罹るといいますか、罹患をして、それからそのウイルスが体内で活動し始めるところへ向けてタミフルを投与すると、その効力

が治まるということですから、予防用には基本的には作られた薬ではないということですよ。

ただ受験生とかそういう方々がですね、どうしても寝ついたらいかんというのでタミフルを受験日という日を設定しながら数日前から飲んで、服用されて効かなかったという症例はあるらしいですけども、ただこれから3月31日というのは、来年3月までとかいろんなこと言われておる新型インフルエンザの中で、タミフルを予防薬に活用しようと思うと1日1錠ずつ飲んでいかないかんと罹るまで、当然こんなことは当然備蓄は間に合うわけありませんから予防では使わないということが1点です。ですからもし玉城町としてはタミフルの勿論備蓄はやっていません。三重県のほうで今どんどん備蓄をやっております。ワクチンのほうですけども。ワクチンは今言われたおっしゃったどなたを優先にしていくというのは、これ新聞報道で出てますけれども。だいたい1900万人ぐらいを先に打つというふうに言われていますが、これは9月中に確定するというふうには聞いております。実際国内のワクチンが出回ってくるのが1700万人ぐらいと聞いていますので、国内のワクチンで出回ってくるのがおそらく10月末ぐらいだろうと。後、海外のワクチンを輸入していただきたい5、6千万人ぐらいに来年春までにはというふうに言われておりますが、海外のワクチンは実は臨床試験をやるかやらんかで、だいぶもめておりましたが、結局は試験をやっていくと。ただやはり今回は一番問題なのは任意の接種ですから国の保証がきかない。これがネックになって海外のほうは今ネックになっております。ここの交渉さえまともなれば5、6千万人分の来年春までに、ただワクチンは打って2カ月ぐらいかかると言われてますので、当然その段階では発症がピークを迎えると言われとるのが10月中旬頃からなんてことが言われておりますので、10月末に最先端の方が打たれても12月ぐらいから抗体ができたようなことになってるんでしょうか。そういうことでワクチンの状況とそれからタミフルの関係はそういうふうにご答弁をさせていただきたいと、このように考えてます。

議長（小林一則君） 鈴木加奈子さん。

5番（鈴木加奈子さん） 本当に皆さん心配をしています。軽くすむ人もあれば命を落とすというそういったこともございますので、これまでもテレビ等での報道でもですね、ずいぶんな注意が呼びかけられています。自分は頑丈なんだから大丈夫だといって乗り切るんだみたいな、そういう考え方はもう一切捨ててやはり掛かりつけの身近な診療所、あるいは病院等に必ず相談をするということをしてくださいという呼びかけがされておりますが、このワクチンにつきましても、こんなにもずれ込んで遅れてくるということになりますと今後どういうことになるんだろうかと、とても案じられるところで

ございます。できる限り任意ではございますので、その保証がないということとこの問題につきましても、やはり任意でなくって予防接種をしなければならない、法で決まっているのがありますね。それと同じような扱いをして保証をするということ。あるいはできる限り無料に近い方策をとるということが大事なのではないかと、このように思いますので、それこそお金の使い方であろうと思っております。命が一番です。そのことをお忘れにならないように是非ともよろしくお願いしたいと思います。以上で終わります。

議長（小林一則君） 以上で、5番 鈴木加奈子さんの質問は終わりました。これにて本日の日程は全て終了いたしました。明日15日は午前9時より本会議を開き提出議案に対する質疑を行いますから、定刻までにご参集願います。本日はこれをもって散会いたします。どうもご苦労さんでした。

散会 午後2時18分